

むつ市議会第184回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成17年7月5日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 請願第1号 使用済み核燃料中間貯蔵施設を誘致しないことに関する請願

第2 一般質問(市政一般に対する質問)

(10) 59番 毛馬内 光 雄 議員

(11) 13番 石 田 勝 弘 議員

(12) 20番 中 村 正 志 議員

(13) 21番 斉 藤 孝 昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（54人）

1番	菊池一郎	2番	富岡幸夫
3番	横垣成年	4番	川下八十美
5番	山本留義	6番	白井二郎
8番	村川壽司	9番	小林正俊
10番	新谷功	11番	高田正弘
12番	佐々木肇	13番	石田勝喜
15番	菊池広志	16番	野呂泰澄
17番	木村亀治	18番	川端澄男
20番	中村正志	21番	斉藤孝昭
22番	宮下順一郎	25番	本間千佳子
26番	坪田智十司	27番	田澤光雄
28番	福永忠雄	29番	工藤孝夫
30番	大澤敬作	31番	徳誠
33番	半田義秋	34番	牛滝春夫
35番	東健而	36番	坂井一利
38番	松野裕而	39番	東谷正司
40番	東谷良久	41番	佐々木隆徳
44番	杉浦守彦	45番	柴田峯生
46番	杉浦洋	48番	佐藤司
49番	澤藤一雄	50番	千賀武由
51番	目時睦男	52番	田高利美
53番	濱田栄子	55番	菊池清均
56番	澤田博文	57番	柏谷均
58番	工藤清四郎	59番	毛馬内光雄
60番	慶長徳造	61番	池田正利
62番	杉本清記	63番	久保田昌司
64番	川端一義	65番	服部清三郎

欠席議員（11人）

7番	村中徹也	14番	鎌田ちよ子
19番	富岡修	23番	赤松功
24番	工藤直義	32番	飛内賢司
37番	板井磯美	42番	立石政男
43番	竹本強	47番	千船司
54番	堺孝悦		

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委會員	山本文	三
教育長	牧野	正藏	公管企業者	杉山重	一
代監査委員	菊池	十 四 夫	選委事務	佐々木	鉄 郎
農委會員	立花	順 一	総務部長	齋藤	純
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉部長	名久井	耕 一	経済部長	森	正 剛
建設部長	藤井	幸 男	教育部長	宮下	孝 信
教委事務	新谷	加 水	公企業局	新谷	博 仁
監査委員	小川	照 久	総務課	佐藤	節 雄
企画部長	工藤	武 勝	選委事務	大 芦	清 重
むつ地区農務員	西山	肇	総務課	杉 浦	収 二
企画課	奥 島	慎 一	企画課	下 山	益 雄
川所内長	佐藤	吉 男	大庁舎	中 嶋	康 夫
脇野所長	千船	藤 四 郎	総務課	濱 田	賢 一
総務政	中野	敬 三			

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次 長	小 島	昭 夫
総括主幹	飛 内	啓 一	主 幹	柳 田	夫 諭

庶務係長 古川俊子
調査係 青山諭

庶務係 濱村勝義
主任 葛西信弘
調査係 議事

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は53人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

市長の発言

○議長(宮下順一郎) この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) 議長のお許しをいただき、去る6月30日の新聞報道での定例記者会見における私の発言について、議員各位に誤解を与える内容であるとのこと指摘がありましたので、発言の本意を申し述べ、理解を賜りたいと存じます。

報道内容は、6月28日開会における議事、一般会計補正予算における非常勤特別職の修正動議可決について、記者の問いに私の感想を述べたものであります。翌日の報道には、「任用断念せず」の見出しが踊り、「とばっちり」との文言が載っておりました。記者団から、「本人に、もう結果を伝えたのか」と問われましたので、きちんとした機会を設けて話す旨を述べたつもりですし、後の言葉につきましても、私も長い議員歴を経験しておりますので、議会運営事項それぞれの審議、厳粛さといったものを十分認識いたしているつも

りですので、発言の流れ全体をとらえてもらえればとの思いがあります。

このたび議会の判断が示されたのでありますから、厳粛に受けとめ、私自身としては今後どういった方策があるのか模索しなければならないことを申し述べたつもりであります。この点を議員の皆様方に釈明いたしたいと存じます。

○議長(宮下順一郎) これで市長の発言を終わります。

○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1 請願上程、委員会付託

○議長(宮下順一郎) 日程第1 請願第1号 使用済み核燃料中間貯蔵施設を誘致しないことに関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配布の請願文書表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。ご了承願います。

日程第2 一般質問

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第2 一般質問を行います。

本日は、毛馬内光雄議員、石田勝弘議員、中村正志議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

毛馬内光雄議員

○議長(宮下順一郎) まず、毛馬内光雄議員の登壇を求めます。59番毛馬内光雄議員。

(59番 毛馬内光雄議員登壇)

○59番(毛馬内光雄) おはようございます。むつ

市議会第184回定例会に当たり一般質問を行い、市長のご所見を賜りたいと存じます。

質問は、合併後の住民サービスと行政機構についてであります。新しいむつ市が誕生して以来3カ月有余が経過いたしました。合併の是非をめぐって賛否両論が渦巻き、とりわけ大畑地域においては合併を否として町議会の解散請求が行われるなど、難産の末の新市の誕生という経過があったわけであります。合併の協議を進めるうえで負担の増加はしない、サービスの低下は行わない、また編入合併という手法をとるが、実質的には対等合併という立場で合併を協議するという理事者の基本理念のもとに協議が進められ、さらには合併協定書あるいは新市まちづくり計画においては厳しい地域課題等の現況をとらえながらも、将来に向けた新市の進むべき方向が示されているところであります。

しかしながら、3月14日の合併後、特に4月1日以後における行政組織のあり方をここ3カ月間の推移を考察してみると、合併協定事項や新市まちづくり計画からあたかも逸脱していくのではないかという強い懸念、そして憂慮が生じているところであります。特に分庁舎という組織機構の中で事務事業において地域住民の利便性が損なわれているとの住民の声が上がっていると、将来に向けて人員の削減等を勘案すると、その不安は増大するところであります。このたびの合併では、広範な区域での合併であり、それぞれ地域の特徴が異なる中での合併であります。したがって、新市の発展を展望するならば、おのおのの地域の特徴を踏まえた活用が必要であり、やがてはそれらが集まってより大きな力を創出しなければ新市の発展は望めないものと考えます。新市まちづくり計画では、地域の特徴と地域の役割を鮮明に掲げ、例えば大畑地区で見た場合、海洋海峡ゾーンあるいは森林環境ゾーンに属し、中央ゾーンの都

市機能の集積が高い地域としているむつ地区とは、その性格が異なるところであります。これらのことから、各地域の特性を生かし、それぞれの地域で創造する力を醸成しなければ新市の総合的な発展は望めないと思うところであります。

質問の第1点は、分庁舎での行政サービスが低下していないかについてであります。4月以降、本庁の部と分庁舎の課が直結し、いわゆる専決決規程からの組織機構になったため、分庁舎は本庁の思惑で事務事業が進められることになり、各地域の住民に対する利便性、さらにはサービス低下が生じている実態があるわけであります。許認可事務において、分庁舎でできないものがあるように聞いておりますが、許認可事務は本庁のため、分庁舎のみで用事が足りない、分庁舎を経由すると時間がかかる、時には書類が不備だからといって本庁まで再度出向けと言われるケースも少なくないと聞いております。旧町村からの距離的な問題、時間のロスを考えるとサービス低下であり、旧町村から、住民サイドからすると利便性を著しく損なっているわけであります。当初合併協定の中で目指した総合支所体制から、現在の分庁舎は相当逸脱する方向にあるのではないかと憂慮しておるものであります。

昨年の8月、新市における行政組織、機構の考え方について合併協議会からの幹事報告では、行政組織、機構に関する基本的な考え方及び試案として新市の行政組織図が示されました。これによると、川内庁舎には教育委員会、大畑庁舎には経済部、そして脇野沢庁舎には自然保護課が置かれるという試案でありました。9月17日付協議第47号では、事務組織及び機構の取扱いについてが提出された経緯があるわけですが、これに添付された新市組織図には、各部の中に分庁舎部分の各課が組み入れられた形になっております。この組織化については、住民の利便性が損なわれ、ある

いは著しいサービス低下につながる、さらには地域全体のまとめ役がないなど、当時の理事者、また議会等においても強力な反対意思をあらわしたところであります。これらのことから、支所長を置くことになり、その支所長にしても当初の次長級から各理事者の強い要望により、部長級の支所長を置くということになったものと理解しているところであります。

合併協定書でうたっている事務組織及び機構の取扱いの調整方針を見ると、一つには地域住民の利便性が損なわれず、利用しやすくわかりやすいこと、二つには地域住民の声を適正に反映できること、三つには簡素で効率的なこと、四つには新市建設計画を円滑に遂行できること、五つには指揮命令系統が明確であること、まさに住民が求めているものが集大成としてうたわれているが、現実的にはさまざまな問題が表出しているところあります。支所長には決裁権がない、本庁の各部の傘下に当たるため縦割り行政のきわみとなり、分庁舎で結論が出ない、本庁に行って本庁の担当職員や関係職員、すべての合議がなければ決裁にならない。本庁職員の優越意識がかいま見られるなど、何度も書類を訂正させられるなどいろいろな問題が発生している中で、今後住民への影響は必至であるし、このことが効率的な事務運営とは到底考えられないのであります。

市長は、3月の臨時会において、分庁舎の人員はなお多いという見解を示しております。今後さらに庁舎の人員削減に当たるのであれば、そのまま旧町村部の弱体化につながるものと容易に推察されるところであります。この点について市長のご見解を賜りたいと思います。

2点目は、地元発注の実態はどうかについてお伺いをいたします。5月17日付の東奥日報では、旧町村地区の3商工会がそれぞれの地域での発注を地元優先でお願いしたいとの要望を市長並びに

議長に対し行い、市長は市財政の厳しさに一定の理解を示しつつも、市民あつての行政だなどと語ったとあります。そのことから、各分庁舎に対し、地元で購入できるものについては購入するようにとの管財課長名で通知したと聞いております。しかし、実際的に各分庁舎に予算や予算配分がなされていない現況を踏まえ、またむつ市財務規則等により事務が進められていく中で、どのように地元配慮した物品購入あるいは工事等が行われるのか、不思議な感じを抱いているところあります。事務用品一つ購入できないという不信感は払拭しなければなりません。

3点目は、防災体制の整備と迅速な出動体制について伺います。安全で安心な住民生活の保全は、究極的には福祉サービスの一環として行政が果たす基本的な事項であります。合併後小さな地域から広範にわたる新市になったことから、行政組織、機構の変革からとりわけ防災について住民から大きな不安が提起されているところあります。消防団は、これまでどおり存続し、組織的な変動はないものの、これまで行政と一体となってきた活動がどのようになるのか。分庁舎とのかかわりが一切ない中で、迅速に、あるいは効率的な災害防除ができるのか、指揮命令の明確な判断が示されているのか。例えば分庁舎サイドに市長の専決代決権がないとしたならば、だれの指示、命令のもとに災害出動あるいは災害活動を展開するのか。本庁から防災専門監が来て市長にかわって命令を行うのか、本庁地域と分庁舎地域で同時に地震あるいは風水害が発生したときには、だれがどうするのか。地域防災計画については、今後再編されるものと考えているが、災害現場でのマニュアルを早急に樹立し、住民の不安解消に当たるべきと思います。現在罹災証明一つももらうために本庁に出向かなければならない状態であると聞いているが、現場にあってもこのような形で防災計画

がつくられるとしたら問題であります。

ことし初めて実施した連合観閲式には、分庁舎が、しかも防災担当者すら全くかかわっていないと聞いております。分庁舎地域を無視した防災体制を組むものとしたら、実際の災害現場ではだれが集約するのか、明確に定めるべきであります。

消防団事務は、下北地域広域行政事務組合消防本部に事務委託を行っているが、事務ばかりでなく消防団については消防長に命令権を付与しているのか、消防長に命令権を付与したとしたなら、旧町村地区にあっては消防署長の専決事項になるのか、またこれらの活動が行政サイドと全く異なるものになっていいのか、これまで町村長の指揮下にあった消防団が消防署長の指揮のもとに入れるのか、現在どのようなシステムになっているのか、調整あるいは計画が進んでいるのか、その点について伺いをいたします。

4点目は、広報紙むつ市政だよりについてであります。合併協定書、広報広聴関係事業において、その一つとして、広報については新市の一体感を醸成するうえで重要な役割を担うものであり、あわせて経費の節減も考慮して、合併時において統合するとあります。しかるに、むつ市の広報紙は本庁区域の話題が中心であり、これまでのむつ市政だよりの踏襲の感が否めないのであります。旧町村地域にあっては、回覧板でのお知らせが多く、合併協定書でうたう新市の一体感の醸成の片鱗も見られません。各分庁舎にむつ市政だよりの編集員がいるのか、むつ市政だよりの編集の方針は合併協定書と整合性があるのか、その点について伺いをいたします。

5点目は福祉バスの利用について伺います。旧大畑町福祉バスがかつての大畑町にありました。現在むつ市本庁にバスは配置されていると聞いております。また、大畑町での利用方法として、福祉関係のみならず、町内の各種団体に利用させて

おりました。福祉バスであるがため、本年度については旧大畑町の利用方法を勘案しながら運行するが、次年度においては福祉バスとしてのみ使用し、目的外使用については運行しないと聞いております。福祉バス本来の使用方法という点では理解できるが、使用頻度の問題から無理と思います。川内地区、脇野沢地区にもバスがありますが、来年度において大畑地区住民が利用するバスはどうするのか、この点について伺いをいたします。

以上、5点について質問いたします。市長の向きの答弁をお願いして壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 毛馬内議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、本庁の部と分庁舎の課が直結の組織機構になったため、住民に対する利便性、サービス低下が生じている実態があるということではありますが、毛馬内議員ご承知のとおり、現在の市の行政組織、機構は、市町村合併成就に向けて市町村長会議、合併協議会での協議を経て調整されたものであります。特に3町村の住民の利便性が損なわれず、利用しやすくわかりやすいこと、地域住民の声を適正に反映できることなどを基本としていることはもちろんであります。合併から3カ月が経過しましたが、職員が一丸となり、分庁舎における従前の住民サービスを低下させず、均衡ある住民サービスをいかに提供できるかを主体として取り組んでいるところであります。

合併当初は、専決代決規程の周知がおくれたこと、伺い書の作成から決裁の順序等の事務分掌の流れを理解するまでは分庁舎職員の戸惑いがあったことも事実でありましょう。2カ月を経過してからは順調に推移しているとの報告を受けております。

また、本庁の部長及び分庁舎の所長で構成する部長会議を毎月1回開催し、問題点、要望及び意見等を協議し、見直し、改善できるところは計画的に実施しているという報告も受けているところであります。一例を申し上げますと、市長印につきましては、各分庁舎との協議の中で、その使用度合いが低いということから、当初は戸籍住民票等の市民生活課用及び税務関連の所得証明、納税証明等の証明に関する市長印を配置しておりましたが、合併後3カ月を経過した現在、他の目的において不便を来しているセクションのために分庁舎専用の市長印を各管理課に備えるため準備しているところであります。今後とも住民の利便性等につきましては、意を用いてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地元発注の実態についてお答えいたします。去る5月6日に旧3町村商工会より、公共事業の確保と地域商工業への優先発注についての要望を受けたところであります。この趣旨を十分踏まえまして、公共工事につきましては、むつ市契約規則等法令に基づき指名競争入札はランクづけしている土木一式工事、建築一式、舗装工事を工事施工場所の地域性を考慮し、地元企業の受注機会の確保を図るため、直近上位または下位の等級に属する有資格者を指名できることとし、随意契約の活用も図っております。また、物品購入等の発注につきましては、日常的な物品購入、特殊な物品購入分けて考えなければいけないところでありますが、それぞれ各地区の実情に応じた調達を促進するよう平成17年3月14日付と5月17日付で地元企業の受注機会の確保を図るための措置を講じたところであります。

次に、防災体制の整備と迅速な出動体制についてのご質問の第1点目、災害時における指揮命令系統についてであります。合併協定書では、地域防災計画は新市において速やかに策定する。なお、

新市の地域防災計画が策定されるまでの間は現行の市町村地域防災計画を新市に引き継ぎ運用するとされており、現在防災対策等の充実強化を図るため、本年4月防災専門監を配置し、本庁舎総務課及び分庁舎管理課の防災担当者が今年度の計画策定を目指し、鋭意努力をしているところであります。したがって、新市の地域防災計画が策定されるまでの間は、各地区での防災対策、応急対応等については旧市町村の地域防災計画を基本として対応することとなり、その組織、指揮命令等については新市の組織上分庁舎組織が本庁の各部に属していることから、本庁舎と分庁舎との連携を図りながら対応することとなります。

次に、第2点、地域防災計画に基づく災害対応マニュアルの早期作成についてであります。先ほど申し上げましたとおり、現在地域防災計画を策定中でありまして、計画策定後に速やかに災害時対応マニュアルの作成をいたしたいと考えております。

次に、第3点目、消防団事務についてであります。消防団事務につきましては、むつ市と下北地域広域行政事務組合との間の消防団事務委託に関する規約により消防団長の任免事務及び事業に関する事務を除いた一切の事務を下北地域広域行政事務組合に委託していることから、去る5月8日に合併後初めて開催されましたむつ市消防団観閲式の準備、調整、実施に関するすべての事務も委託事務の一環として各消防署及び分署の連携により滞りなく遂行され、消防団観閲式が盛大に開催されたところであります。

また、消防団の指揮命令系統については、消防組織法第15条第3項に「消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所属の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる」と規定されており、消防団は消

防長または消防署長の指揮監督のもと、消防団業務に従事することとされております。

大規模災害等有事の際、災害対策本部が設置された場合には本部員会議が招集され、その会議には消防長も出席し、各種対策、応急措置等の協議、決定に加わることから、総体的な対策、措置、消防団の出動等に関しましても本部員間で共通認識が図られることとなりますので、有事の際の消防団への指揮命令系統も的確に機能するものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、広報紙むつ市政だよりについてのお尋ねであります。議員ご承知のとおり市政だよりは、むつ市広報事務取扱規則の規定により市の行政一般に関する事項を広く市民にお知らせし、市政に対する市民の理解と協力を得ることを目的として、市議会に関する事項を初め行政事務、各種行事及び市民生活の向上に関する事項等を中心に各庁舎の地域振興課や関係部署及び各関係機関、団体等からの広報依頼の申請に基づき、本庁舎に配置している1名の職員が記事を編集して月2回を基本に発行しているものであります。

さて、その記事の内容が本庁舎区域の話題が中心とのご指摘でありましたが、市政だよりの内容のほとんどは、すべての市民を対象としたお知らせが主であり、残りの一部は既に開催された行事等を写真によって紹介しており、これについては旧4市町村内での行事を均等に紹介するように努めておりますので、ご理解願いたいと存じます。

しかしながら、これまで毛馬内議員のみならず他の方々からも同様のご意見をいただいております。このような感想を持たれた主な要因は、今までの広報依頼の申請がなされた団体、サークル等の事務所の所在地や連絡者の住所、あるいは各種行事が旧むつ市中心に開催されていたことや、旧町村地域の方々に記事掲載依頼の提出先が理解さ

れていなかったことなどによるものと推察しているところであります。また、旧町村地域にあっては、回覧板でのお知らせが多いとのご指摘もありましたが、これは各地区において緊急に広報が必要となった事項についてはチラシ的なものを別途作成し、本紙に折り込むという合併する際の調整方針に基づいて実施しておるものであります。いずれにしても、合併協議会の調整方針にありますように、市政だよりは新市の一体感を醸成するうえで重要な役割を担っているものと認識しております。

このようなことから、川内、大畑及び脇野沢の各庁舎における広報の窓口が地域振興課であるということをお知らせし、PRして記事を収集するとともに、本庁舎の広報広聴課を中心として市政だよりの編集にかかわる研修会の開催等を含めた担当職員同士の相互研さんの場をふやし、本庁舎と各分庁舎間の連絡調整を一層推進し、可能な限り本来の定期発行紙に掲載するように努め、市民に親しみを持っていただける市政だよりを目指してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

福祉バスの利用についてのご質問にお答えいたします。先日の慶長議員のご質問にもお答えいたしました。福祉バスの利用についてはむつ市福祉バス使用要綱に基づき利用に必要な事項を定めてございます。合併協議会保健福祉部会児童家庭分科会でも、福祉バス運営事業に関することとして、この要綱は特に異論もなく改正不要となったものであります。旧大畑町の福祉バスについては運営方法が異なることから、1年以内に再編することとしております。

福祉バスの利用については、民間事業を圧迫しないで民間企業を育成し、活性化させるという観点からも、おのずとその利用を限定しなければならないものであります。このことから、使用要綱を定めた経緯がございます。使用要綱には、バス

を利用するうえでの資格、使用の範囲、運行時間、運休日などが定めてございます。旧大畑町では、福祉バスを土、日曜日、また福祉以外の団体にも利用させていたようではありますが、極端に目的から外れた運行はなかったようでもあります。現在合併により福祉バスの使用要綱に基づき運行しているわけではありますが、旧大畑町の福祉バスについては、合併により利用者の急激な変化を避けるという意味から、また要綱について1年以内に再編するということから、大畑地区からの申請については暫定的措置として柔軟に対応しております。今後の利用につきましても、民間事業を圧迫せず、かつ住民サービスの極端な低下を招かないということを念頭に置きながら、福祉バス使用要綱を準用しながらも柔軟に運用してまいりたいと存じますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（毛馬内光雄） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、先般市長は目時議員の質問に対して、この一点だけお聞きしたいと思うのですが、旧町村長の権限を与えていると、分庁舎の所長に対して、こういう答弁をされております。そして、その後で分庁舎の所長については次長級の発令をしていると、こういう答弁をしておるのでございます。しかし、私の聞くところによりますと、現に3分庁舎があるわけですが、川内は部長級、大畑、脇野沢については次長級発令と、こういう実態があるわけで、目時議員に対する市長の答弁が矛盾しているような感じがありますので、この辺について伺いをいたしたいと思っております。

さらに、分庁舎の所長についての専決代決規程の内容がどうなっているのか。言ってみれば本庁舎と分庁舎と直結しているわけですから、縦割り行政で、本庁舎の部の下に分庁舎の課があるわけ

でございます。したがって、これは次の物品購入にも絡んでくるわけです。そうした関係から、分庁舎の課の債務負担行為等々については、言ってみれば本庁舎の部長の指示、決裁があれば、分庁舎の所長の用がなさないと、こういう実態も出てくるわけでありまして、今私むつ市の例規集をまだ拝見していませんから、これは旧町村サイドとそう大して変わりはないと思っておりますけれども、その辺の例規集の部長専決事項あるいは分庁舎所長の専決代決規程がどうなっているのか、少なくとも分庁舎のこの専決代決規程についての内容をもしおわかりでしたらご答弁を願いたいと、こう思います。

次に、第2点目の物品購入の関係ですけれども、これも先般半田議員に市長が答弁されている中で、いわゆる一般の市内の業者に発注する物品、例えば消耗品等々については5万円を上限としていると、こういう答弁をなされております。いろいろその地区にあっては行事等々予算の範囲もあるのでしょうか、これは言ってみればそうした本庁舎で一括購入ということもあるのでしょうか、少なくともこの四つの市町村が合併してスタートしたわけですから、それぞれの地区にはそれぞれの小さな業者もあるわけですから、こういう面について少なくとも目配り、気配りといえますか、こうした零細な業者もあるわけですから、上限を5万円に設定をしないで一定の、先ほども壇上で申し上げましたけれども、分庁舎についてもそれ相応の予算配分をして、やはりそれぞれの分庁舎で消化できる部分については少なくとも地元企業優先といえますか、育成といえますか、そういう観点から、私はそういう面での発注をしてしかるべきだろうと思っております。そうした配慮を当然していただきたいと、こう思います。

3点目の消防団の指揮命令については、今まさにこれからマニュアル、そういう策定をすると、

こういふことでございますから、今新市が合併をして、まさにスタートの緒についたばかりですから、すべてが全部完結にということはお求めません。しかし、市長がさっき言ったように、それぞれ一部事務組合消防本部等々に委託をすると、反面各町村においては従来からやはりそれぞれの旧町村長が指揮命令のもとに対応してきたわけです。これが四つにまたがって、今市長は遺漏のないようにやるというような答弁をしたけれども、一たん災害が発生した場合に、これが4地域同時に速やかに動けるのかどうか、これも策定中ということですから、あえてくどくどは申しませんけれども、これからいろいろ防災についても、今まで例えば例にとって申し上げますと、大畑町の場合であれば、全庁的な対応をしてきたわけでございます。例えば水害等々についてもそれぞれの課がそれぞれの担当をもって衛生あるいは現場の被災状況を調査するとか、そうしたことをやってきたわけですけれども、ただ分庁舎に所長を置いて、私が言うのは、これはいつ来るかわかりませんわけですから、すぐその辺の対応ができるのかどうかということも聞いていただいております。

4点目の広報については、本庁舎に広報広聴係を置いて対処すると。分庁舎には、例えばかつては旧大畑町には広報係があったわけですけれども、現在その係が配置されていないとすれば、配置する考えがあるのか、本庁舎と分庁舎との連絡を密にするために、そうした係を配置して対処するものか、その辺についてお伺いをいたします。

それから、福祉バスですけれども、福祉バスが今大畑町の場合、本庁に引き揚げになっているわけですけれども、これがどういう経緯で本庁の方に引き揚げになったのか。言ってみれば、川内、脇野沢については従来のバスがそのまま保有されていると、こう聞いております。ただ、大畑町の場合もこの福祉バスは、いわゆる下北交通あるい

は一般の業者等々から抗議が来て福祉バスに切りかえたと、名称を変更したと、こういう経緯を聞いておる。私その辺は直接聞いたわけではないのですけれども、そういうことで伺っております。

だとすれば、やはり今までこの福祉バスがあって、福祉のみならず大畑の場合は各種団体、あるいは子ども会とか、そういう面でも非常に利便性があったわけでございます。これが先ほど市長の答弁ですと柔軟に対応すると、こういうことでございます。したがって、今まで、私何でこの問題を取り上げたかといいますと、非常に地域住民から手続上も大変問題があると、時間がかかると、こうしたことから、何としても大畑町で確保していただきたいと、こういう強い要望がありましたので、今取り上げているわけでございます。福祉バスとしてむつ市の使用要綱もあるようでございますけれども、でき得れば大畑町にも福祉バス以外でなくとも配車をできるのかどうか、その辺市長のお考えを再度お聞きをしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 分庁舎での行政サービスということになりますが、事務の内容によっては課長級、次長級の専管事項がございます。毛馬内議員十分ご承知のところでございますが、あえて私は詳しいことは申しません。

町村長の権限を持たせるということは、すなわちその町村長が持っている権限のうちの次長級が決裁できるもの、次長級では決裁できないものは部長級が決裁をして、さらに市町村長の決裁が必要なものと、こうなっているということ、これを釈迦に説法と言うわけでありまして、大体ほとんどのことにつきましては分庁舎所長が決裁できる範囲に入ってくるわけです。80%以上がそうなっていると思います。しかし、先ほども申し上げましたように、これはその仕組みをもう一回自分のものに取り返して、おれはこの権限持つ

ているのだというのをはっきり認識するまでに少し時間がかかったのではないかと考えておりますし、合併のための諸般の事項については、あくまでも想定をして、この場合はこうなるだろうというふうなこれまでの経験を生かした方式を持ち込んでいるわけですから、現実には合併してみますと多少の食い違い、ずれといったものが生じているもの、これを大体2カ月間で修復することができたのではないかと考えているわけでありませう。

債務負担行為をどうするのだというお話がございましたが、債務負担行為は、これは完全に議会にご相談申し上げなければならぬこととございますので、そのような扱いになります。これは後の質問にも関係が出てくると思っておりますが、物品の購入限度額、5万円を限度としておるということであります。これは正式文書決裁をしなくても地域イントラネットによる事前の協議で支出を、事前に承認を与えるということも可能なわけでありませうから、日常の事務に使用される物品等についてはとりあえず5万円まではあなたの権限ですよ、しかしそれを超えて特殊といたしますが、非日常的な物品の購入については、それは協議しましょうということになっているということをご理解を願いたいと思っております。

財務規則についてのお尋ねがございましたが、総務部長からお答えいたします。

次に、消防団事務の問題であります。実はこの消防団事務は、市町村あるいは下北地域広域行政事務組合のような事務組合に事務を委託して連携を密にするということが原則でございます。これまでそのようなものがあつたのはむつ市が事務組合に事務委託しているというケースであつたわけでございますが、合併を契機としてすべての消防団の事務を事務組合に委託していただくことにいたしました。しかし、災害等が発生した

場合に、すべての庁舎を挙げての支援体制をつくる、こういう考え方には基本的に違いはございません。ただ、災害の救助あるいはその他の多くの仕事について中心的な活動をしていただくのが消防団でございますので、消防団との間の委託契約はきちんと結んでおいて、それをサポートする、あるいは消防団のできない仕事等について庁舎を挙げて協力し合うということは行政の基本的なスタンスだろうと、そう考えます。

次に、広報でありますけれども、実は合併協議会の中で広報についての配慮は少しはありましたけれども、私は全分庁舎に配置するようすべきであると私から指示をいたしました。それが地域振興課という少し抽象的な名前の課の中に含まれてしまつておりますので、地域の住民の方々や団体の皆さんによくわからないのではないかと考えております。でありますから、分庁舎の方で宣伝する、あるいは広報紙の中で、担当はこういう課でございますから、そちらにどうぞという、これまた広報をやらなければならない。より一層よく知っていただく必要があるだろうと考えるところであります。

福祉バスが大畑だけが何で本庁に引き揚げになつたのだと、こういうお尋ねと、新しい車を配属させたらいいではないかというお尋ねがございました。これは、保健福祉部長からお答えさせます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

専決代決規程を手元に持ってきておりませうので、詳細につきましてはちょっと説明できかねませうけれども、分庁舎の課長につきましては本庁舎の課長と同様の専決権を有しております。それから、分庁舎の所長につきましては本庁舎とのパイプ役を担っていることになりませうので、ある面では専決権より大きな権限を持っていると私は理解しております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

本庁に引き揚げられました経緯ということでございますけれども、まずこの福祉バスという目的を持った公用車という観点から、保健福祉部の方において管理運営するということになったものでございまして、これにつきましては市長答弁でもございましたように、合併協議会の分科会におきましても協議を重ねてまいったところでございます。

また、手続等につきましては、従来どおりの形で対応しているつもりでございますけれども、今後ともご不便のないように対応してまいりつもりでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、もう一点の福祉バス以外の配車が可能かということでございますが、これにつきましては公用車全体の検討をしてみなければならぬということがございますので、この所管部署は総務部ということになりますので、いろいろ今後詰めてまいり必要があるかと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（毛馬内光雄） まず、総務部長さんが専決代決規程の資料を持ってきていないと。それでは議論にならないのです。そこで、私が聞いているのは、さっきも壇上で言ったように、本庁と分庁舎、いわゆる縦割り行政で、では分庁舎の中にある課がすべからず本庁舎の部の下にあるわけです。したがって、さっきも言ったように、本庁の部長の指示があれば、課長が例えば支出命令でも何でもできるわけです。その際、では市長は分庁舎の所長は決裁権がある、合議すると言うけれども、課長が本庁舎の部長の指示のもとにそれを執行すれば、分庁舎の長というのは、単に大畑にと

どまらず川内でも脇野沢でも、そういう私は弊害が出てくると思うのです。分庁舎の長の決裁がなくても、あるいはそれは可能なわけですから、それが1点。だから、そのために私は分庁舎の所長の専決代決規程がどうなっているのか、その辺を知りたいと、こういうわけです。それがなければ議論になりません。

それから、もう一つ、最後ですけれども、今保健福祉部長からご答弁をいただきました。なぜ大畑町の福祉バスを引き揚げたのか、今説明があったわけですけれども、これは言ってみればさっきも言ったように、大畑町は本来福祉を目的として購入しなかったけれども、いろんなそうした下北交通等々との兼ね合いがあって福祉バスに名称を変更した経緯があるということを私は聞いています。ただ、当事者でないから断言はできません。だとするならば、それをあえて大畑庁舎に、大畑地域にバスを返還して、従来のような使用の方法は私は可能ではないかと、こういうことを聞いているので、それができないとすれば、私は強く市長に対して、他の地域と同様に大畑にも車を配車すべきと、こう思っているのです、その辺はまさに市長の政治判断です。だから、その辺は市長の決断によってはっきりできるわけですから、再度その辺を答弁いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 福祉バスについて、まずお答えしたいと思います。旧大畑町にはこの福祉バス専用の運転手がいらっしやらないで、運用で運行していた。福祉バスということになりますと、旧むつ市の場合は特定の運転手を配属しておったのです。そんなようなこともあるようでございますから、さらにそれは事務的に、技術的にどういう処理をするか、検討させていただきたいと、そう存じます。

その他については、助役から答えます。

○議長（宮下順一郎） 助役。

○助役（田頭 肇） 分庁舎の所長権限にかかわるご質問になると思いますが、今毛馬内議員おっしゃったように、川内については部長級、脇野沢庁舎、大畑庁舎は次長級ということですが、これは各分庁舎の合併前のそういう人事の推薦に基づいて、市長の方がこれまでお話しのとおり、それを尊重したいということですが、ただこの今の大畑、脇野沢庁舎の所長は課長級でございました。これを一挙に部長級ということでは人事制度上好ましくないということで段階を今踏んでもらうと、そういう位置づけでございます。

そして、所長につきましては、これは今までその庁舎、一つの大畑町の行政区域をあずかる町村長がおりましたので、これについては対外的にも、分庁舎には本庁の部に属する各課がございますので、その各課の所掌に属するものであれば、住民の方もそういう窓口での相談対応が可能と思いますが、それ以外にも今まで町長が対応していたような全般的な大きなそういう対外的なものがあるかと思えます。そういうのを所長は全面的に吸収して総合調整を図ると、こういう役割でございます。したがって、分庁舎には所長を置くと、そして所長の職務権限は上司の命を受けて業務を遂行する、また分庁舎の総合調整と、こういう職務権限の位置づけをしております。

上司の命ということでは、部長級の配置を分庁舎所長ということで位置づけしておりますので、当然上司ということであれば助役、市長でございます。このような流れになりますので、ひとつその辺はご理解をいただきたいと思えます。所長権限については、そういう合併時からの流れと位置づけで来ておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

あと各課は、本庁のもとでの課組織ですが、事務分掌組織があります。ただ、分庁舎につきまし

ては各係ということではなくチーム制、地域振興課であれば大畑分庁舎としてのそういう役割を担わせるべく分掌規定しておりますので、その中で、その人員でチーム制で動いてもらおうと、今こういうスタートを切っておりますので、ある程度本庁との連携が密になれば、その役割の遂行とともに業務的な面での内容をうまく連携していけるものと思えますので、よろしく願います。

○議長（宮下順一郎） 申し合わせの時間が迫っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（宮下順一郎） よろしいですか。ありがとうございました。

これで、毛馬内光雄議員の質問を終わります。

11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石田勝弘議員

○議長（宮下順一郎） 次は、石田勝弘議員の登壇を求めます。13番石田勝弘議員。

（13番 石田勝弘議員登壇）

○13番（石田勝弘） むつ市議会第184回定例会に当たり、さきに通告してあるとおり、指定管理者制度について、ゆとり教育について及び海上自衛隊芦崎湾の浚渫工事についての3項目を質問いたします。

初めに、指定管理者制度についてお尋ねいたします。公の施設は、公共の利益のために多数の住民に対して均等にサービスを提供することを目的として設置される施設であり、その適正な管理を

確保することが必要であります。これまでの制度は、公の施設の適正な管理を確保するため、公の施設の管理受託者について、その受託主体の公共性に着目し、公共団体、公共的団体、政令で定める地方公共団体の出資法人に限定してまいりました。しかし、近年では民間企業が経営するスポーツ事務やNPO法人が運営する福祉施設など、公的主体以外の民間主体が質の高いサービスを提供している事例も多く見られます。また、公共サービスに対する住民ニーズが多様化する中で、行政がこうしたニーズに対して、より効果的、効率的に対応していくために民間とのパートナーシップによって民間事業者の有するノウハウを公の施設の管理にも活用していくことが求められ、政府の総合規制改革会議や地方分権推進会議などにおいても公の施設の管理のあり方を見直すことを指摘されておりました。これらを踏まえ、これまでの公の施設の管理に関する考え方を転換し、施設の適正な管理を確保するための仕組みを整備したうえで管理受託主体を法律上制限しないことによって住民サービスの向上にも寄与することを目的として指定管理者制度が創設されたのであります。つまり一言で言えば、指定管理者制度とは多様化する住民サービスに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることを目的とするものであり、法人その他の団体が受託主体となるものであります。また、現在管理を委託している事業は、3年以内に指定管理者制度に移行するか、直営に戻すか決めなければならないとされております。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。まず、指定管理者制度を導入した場合のメリットは何か。次に、将来むつ市の施設の中でこの制度を導入する可能性のある施設について。そして、最後に、管理運営費及び指定管理者の選定の仕方

についてご所見をお伺いいたします。

次は、ゆとり教育についてお伺いいたします。この問題に関しては、さきのむつ市議会第183回定例会でも質問いたしましたが、その際高杉正三前教育長からは、むつ市では小学校5年生から中学校3年生までの国語、理科、社会、算数、数学、英語の全校テストを実施している結果では、学力は上向きの傾向である、総合的な学習では、昨年秋に実施されたこども議会の例を出され、順調である旨の見解が示され、私もほっとして安心していたところであります。ところが、先日発表された文部科学省による義務教育に関する意識調査の結果では、総合的な学習について問題ありとの報告がなされました。

ゆとり教育の目玉として登場した総合的な学習は、自ら課題を見つけ、考える力を育てるため、国際理解や情報、環境などをテーマに選び、地域の特色や子供たちの興味を生かしながら、各学校の創意工夫を凝らした教科横断型の学習であり、週3時間程度の時間が当てられているようであります。特定の教科書がないため、教員の工夫次第では魅力的な授業になる反面、教師の力量や熱意に差があり、指導にばらつきが出ることや、学習目的が不明確で単なる遊びの時間になっているとの批判もあります。ゆとり教育は、昨年未発表された国際学力調査結果で、日本の子供たちの学力低下が判明したことから、今中央教育審議会で見直しに向けた審議を進められております。その見直しの焦点になっている総合的な学習の時間について、中学校教師の約6割が、なくした方がよいと考えているとの調査結果が出ました。授業の準備に手間がかかると回答する教師が多く、国語や数学などの学習を重視すべきとの声も中学校教師全体の80%から上がっております。一方、小学校教師は、子供たちが楽しみにしているなどと総合学習を評価する割合が否定派を上回っておりま

す。むつ市の小学校、中学校の総合学習について、教師、保護者、子供たちはどう考えているのか、興味のあるところがございます。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。まず、総合学習について、むつ市内の小・中学校の取り組みはどのようになっているか。次に、総合学習について、教師、生徒、保護者の評価や反応についてお伺いいたします。

質問の最後は、芦崎湾浚渫工事についてであります。今から2年前、陸奥湾の漁場、特に海底の汚れがひどく、大量のホタテ貝がへい死する出来事が発生しました。当時漁業関係者の中には、平成14年9月に着工した大湊芦崎湾の浚渫工事と何らかの因果関係があるのではないかと不安の声も交わされておりまして。また、平成15年3月ごろには、旧日本軍が投棄したと思われる爆弾、弾薬が海底から発見され、マスコミ報道されましたが、その詳細はいまだに明らかにされておりません。そのことについても、漁業関係者や一般市民の間にはさまざまな情報が乱れ飛んでおります。この6月20日から、再び芦崎湾浚渫工事が開始されましたが、漁業関係者からは、漁場や海底の汚染が生じないかなどと心配の声が上がっております。そこで、市としては爆弾、弾薬などが芦崎湾に投棄されたと言い伝えられている情報のすべてを市民に伝える必要があると思います。また、浚渫工事に伴う漁場への影響についても把握し、管理すべきと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、市長及び理事者におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をご期待申し上げまして、壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 石田勝弘議員のご質問にお答えします。

ご質問の第1点目、指定管理者制度導入のメリットについてお尋ねであります。指定管理者制度の導入の目的は、公の施設の管理を株式会社などの民間に委任することにより、民間の有する能力を活用した効果的、効率的な管理運営を図り、多様化する住民ニーズに柔軟かつ的確に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることにあります。

具体的に申しますと、まず質の高いサービスの提供が期待できること、二つ目に柔軟な対応が期待できること、三つ目として経費の縮減が図れること、四つ目として利用者の利便性が高まることなどが挙げられます。

ご質問の第2点目の将来指定管理者制度を導入する可能性のある施設はとのお尋ねであります。本定例会に条例案が提出されておりまして3施設及び次の定例会には1施設が予定されておりまして。また、既に指定管理者制度を導入している施設が1カ所、公社等に管理業務委託している施設が19カ所あります。この公社等に委託している施設は、平成18年9月1日までに市が直接管理運営を行うか、指定管理者制度に移行するかを決定しなければなりません。その他の公の施設の数は総数で約200ありますが、そのうち福祉保健施設が約40、教育文化施設が約60、地域経済施設が約40、防災都市整備施設が約60となっております。市の基本的考え方に沿って、市が直接管理すべきと判断される施設以外は原則として指定管理者制度の導入を進めていくこととしており、現在検討作業に着手しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

第3点目の管理運営費についてであります。指定管理者の管理運営に要する経費は、1、市が全額支出して賄う、2、市の支出金と指定管理者が収受する利用料金で賄う、3、指定管理者が収受する利用料金のみですべて賄うなどの方法が考

えられます。いずれにいたしましても、指定管理者の候補者を選定する際に提出される業務計画面案、収支予算案等の審査選定において、指定管理者の管理運営経費を決定することになります。

また、指定管理者の選定の仕方についてということですが、条件が整い次第指定管理者の公募を行い、市内部組織として設置する指定管理者選定委員会の審査を得て決定する指定管理者の候補者を私に報告していただき、私が最終的に指定管理者の候補者を議会へ提案いたし、議会の議決を経ることにより指定管理者が指定されることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ゆとり教育については、教育委員会からお答えがあります。

次に、海上自衛隊芦崎湾浚渫工事についてのご質問にお答えいたします。1点目の爆弾、弾薬等が芦崎湾に投棄されたという情報を市民に周知すべきではないかとのことですが、仙台防衛施設局が芦崎湾の浚渫工事の際に発見した化学弾らしきものと不発弾の情報は、仙台防衛施設局から青森県、海上保安庁、県漁連、むつ市漁協、むつ警察署及び当市へ逐一報告がなされておりますことから、関係者間では共通の認識を持って状況を把握しているという状況でございます。しかし、市民に対してこれらの情報を周知すべきとのご意見に関しては、いささか疑義を呈するところであり、市民に対する情報の提供は、市民生活に直接影響のあるもの、市民に危害の及ぶものについては論をまたず情報の提供を積極的に行うべきものと考えますが、それ以外の情報については、市民が必要としている情報なのかどうかを判断しなければなりません。今回ご指摘の情報については、直接市民に危害を与えるおそれがないこと、地域住民への影響も現時点では考えにくいこと、市民が直接接するという状況は考えにくいこと、逆に提供したことによって市民の不安を駆り立て

混乱を生じさせるおそれがないかなどを考え合わせ、市民に周知するには及ばないとの判断をいたしましたものであります。市の市民に対する情報提供は、市民に対して大きな影響を与えることから、細心の注意を払う必要があります。その情報は、正確であることが最も重要であり、情報の提供を受けた者に疑念を与えるものであってはなりません。情報のみがひとり歩きする事態だけは避けなければならないという思いであることをご理解賜りたいと存じます。

次に、浚渫工事に伴う漁場への影響についてであります。芦崎湾は水深が浅く、海上自衛隊の主力艦艇の大半が入港できない状況にあり、仙台防衛施設局では所要の水深を確保するため、計画的に浚渫工事を実施しております。工事実施に当たり仙台防衛施設局では関係漁協等に対し、工事内容の説明と工事への協力をお願いし、また工事期間中においても定期的に工事周辺海域の汚濁の状況確認を関係者立ち会いのもとに実施することといたしております。

去る6月21日、工事の状況確認のため、仙台防衛施設局、大湊地方総監部、むつ市、県漁連、陸奥湾漁業振興会の会員としての立場で、むつ市漁協と川内漁協の各関係者が立ち会い、浚渫現場を確認したところであります。

芦崎湾で行われている浚渫工事は、汚濁の拡大を防ぐ工法で実施されており、この工法は20メートル四方を1区画とし、特殊シートで海面まで囲い、その中を浚渫する工法で、工事により発生する汚濁をシート内に閉じ込め、汚濁の拡大を防ぎながら順次移動し、浚渫するものであります。今回の立ち会いでは、工事による汚濁の流出は確認されず、安全性の高い工法であるとの報告を受けております。しかしながら、浚渫工事に対しては、漁業関係者の不安の声もありますことから、今後とも漁協との連携を図りながら、漁場への被害を

来さぬよう定期的な状況確認を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 石田議員のご質問にお答えいたします。

総合的な学習時間のねらいは、議員ご承知のとおり、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる、学び方や物の考え方を身につけ、自己の生き方を考えることができるようにすること、さらには各教科等で身につけた知識、技能が総合的に働くようにすることです。ゆとり教育に対する批判がある中におきましても、改めて平成15年12月に一部改正されました学習指導要領の中におきましても、総合的な学習の時間のねらい、あるいはその意義について再確認されたところでもあります。ことしの3月から4月にかけて文部科学省で実施されました義務教育に関する意識調査の結果を見ますと、保護者、児童・生徒、教員等の総合的な学習の時間についての認識は、議員ご指摘のとおりであります。

ご質問の第1点目であります総合的な学習の時間の各学校の取り組みについてであります。市内の小学校、中学校におきましては、全教育活動との関連のもとに地域理解、国際理解、環境、福祉等に関する具体的学習内容等について計画的に工夫改善を図っているところであります。

ご質問の2点目は、総合的な学習の時間についての評価、反応についてであります。このことについて、保護者あるいは小・中学校の先生方、教員、児童・生徒に意識調査を実施したわけではありませんけれども、これまでの継続的な教育委員会の指導課による学校訪問や各学校の実践状況から判断しますと、市内小・中学校教員の意識ある

いは評価は、このたびの調査の文部科学省の意識調査結果よりは高いように思われます。今後各学校におきまして、総合的な学習の時間のねらいが一層達成されるよう学校訪問等を通して指導助言に努めてまいりたいと、このように考えております。

さらに、意識調査で明確になりました問題点の解決のため、むつ市教育研修センターにおいて総合的な学習、研修講座等で先進校の具体的活動を紹介するなど、各学校が円滑に総合的な学習が進められるよう鋭意努力していく所存でございます。ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（石田勝弘） 再質問させていただきます。

通告の順とちょっと異なりますが、先にゆとり教育について質問いたします。

ただいまの教育長の答弁で、ほぼ了解いたしました。文部科学省の調査が始まり、新聞報道されているとおり、中学校の教師は大半が、もうゆとり教育でなくて、逆に数学、国語、英語、社会という基礎学力の充実を図るべきという結論がなされております。このむつ下北地域でも、隣の東通村が学力が低いので、早目に入学させたらという案が出たり、いろいろ各地域で苦勞されているようでございます。したがって、たった一つむつ地区の場合、小学校はともかく、中学生になった場合、果たして総合学習の時間が基礎教科の充実ということについて圧迫していないかどうか、その辺の認識調査をされているかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいまの再質問にお答えいたしますが、文部科学省の調査によりますと、議員ご指摘のように、中学校におきましては50%を超える先生方が総合的な学習はない方がいいと

いうふうなことを示しているわけでございますが、そういうことで本市の先生方はどうかというふうなことになろうかなと、こんなふうに思っているわけでございますが、私は小学校の先生と中学校の先生というのはちょっと違うような気もするわけでございますが、といいますのは日本の教育システムといいますのは、小学校の先生というのは全教科といいたいまいしょうか、国語から音楽、体育までの9科目を大学等で勉強してくるわけでございますが、中学校、高等学校の先生というのは一つの教科だけで、例えば国語ならば国語だけというふうな形でございまして、要するに免許制度になっているわけでございますので、それが総合的学習の時間というのは、やはり横断的な一つの教科に偏らないすべての教科を横断するような科目、授業というふうなことでございますから、どうしましてもやっぱりどちらかという小学校の先生よりは、中、高の先生の方がしり込みをしがちなる形になるのではないかと私は思っているわけでございます。

もう一点は、やはり目の前に受験というのがあるわけでございますから、受験に余り関係のないような教科はできるだけ避けて、数学とか英語、あるいは国語に当てた方がいいのではないかとというふうな当面の目先のことがあるだろうと私は思っているわけでございますけれども、そういう意味での消極性というのは理解できるわけですが、しかしこれは、総合的学習というのは、議員もおわかりのとおり、やはり自分の目で確かめて自分で物を判断して考える、そして自分で主張していくという非常に大事な、これからの21世紀、非常に大事な一つの資質ではないかなと、私はこんなふうに思っていますので、要するに中学校の先生、高等学校の先生のように多くしたいというのはわかりますけれども、しかしこれからの教育でございますから、ここはやはり重点的にやって

いかないと、特に日本人というのは人の前で話すのは、私もそうでございますが、不得意ということでございますから、やっぱりどの国に行っても自分の意見を堂々と述べられるような力をこういう場面を通して身につけさせていきたいものだと、このように考えてございます。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（石田勝弘） 教育長のお話はよく理解できます。私も全く同感でございますが、その総合学習の実を上げるためには、やはりこの下北地域、あるいはむつ市内でもよろしいですが、共通のテーマを与えまして、それについて、それに沿って授業をするというようなことも必要ではないかなと思うのです。そうなれば、先生方のばらつきもなくなる、同じ土俵で相撲がとれると、こう思うのですが、その辺のところを教育長はどう考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 総合的な学習の中でどういうテーマを扱うかというのは、先ほど申しましたけれども、基本的にはその学校で、その先生が一応計画を考えればいいわけでございますが、今のように先生方の不安を少しでも軽減するためという意味もあるだろうと私は思うわけでございますが、やはり共通のテーマを持って、ある程度マニュアル化して、そしてやはりそれを見ることによって準備段階といいたいまいしょうか、それを少しでも軽減するという方法も私は確かに大事なことでないかなと、こんなふうに思っておりますが、私も最近は総合的な学習の時間の教材化というものがある会社で最近着手しておったり、あるいはまたそれを研究しているグループがたくさんありまして、そういうことで教材マニュアル化してございますので、ただ私申しますのは、やはりこの地域はこの地域なりの郷土研究といいたいまいしょうか、いろんな教材があるわけでございますから、

やはりいずれ先生方の研究会を通しながら、共通のテーマができるような形でそういうことを研究する場面も提案していきたいなど、こんなふうに考えてございます。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（石田勝弘） どうもありがとうございます。ぜひこれからも教育の方で、子供たちが自分の実力が十分に伸ばせるようにご指導していただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次は順序が少し変わりますが、浚渫工事についての再質問をいたします。先ほど市長からは、市民に危害を与えるようなものだったら情報提供しなければいけないし、余り市民の気持ちが動揺するようなものは与えられないと、そういうふうなお話でございました。ただ、どれがどういうふうになっているかということは、これがいい、これが悪いということ自体も私たちはわからない。関係者の中では、共通の認識があると言います。漁協さんにもすべて情報は流しているといいますが、その辺のところは情報開示についてはちょっとコントロールされているのではないかなという危惧はありますが、この辺のところは市長は再度改善策があれば、どのようにしたらいいのかということもご答弁をお願いしたいと思います。

それから、浚渫工事の漁場への影響については、汚濁防止する安全な工法だと、20メートル四方の1区画で海面まで囲んで、その中を浚渫しているから汚れは周囲には飛ばないのだよと。これは、私も理解しております。このように漁場へ影響が全くないということが一番安全ですが、そうすると浚渫工事はおととしから始まったのかな、そしてことしで3年目。あと何年かかって、そしてことしは何平米やるのか、もしご存じでしたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 情報を質的に検討するということは極めて特殊で、一般的な判断が不可能なものについては、これは関係者とも十分協議して慎重に判断せざるを得ないのですが、その他の情報については、これが市民に累を及ぼすかどうかということについては、それなりの判断は可能であると考えております。でありますから、協議をしなければならぬようなテーマについては、これはこのようなことがあったけれども、影響については不明であるというような内容で改善するというお言葉を使われましたから、改善するとすれば、そのように発表する対象にしていくべきであろうかと、そう考えます。

それから、浚渫の計画については、ご承知のように、これを2年間休んだわけですから、あそこの海は終戦直後いろんなものが軍により、あるいは民間の方により捨てられたなどという話も伝わっているわけでありますから、そういう事態が発生しないということを前提に考えればどのくらいになるか、これは経済部長の方で承知しているはずですから、答えさせます。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答え申し上げます。

この浚渫工事の概要でございますけれども、聞き及んでいるところによりますと、全体計画が100ヘクタール、それから浚渫土量、いわゆるボリュームですけれども、170万平米、それで平成13年度に完了したものは12ヘクタール、土量が15万平米、それから平成14年、平成15年、平成16年は休止しておりますけれども、今年度の予定でございますけれども、浚渫面積は7ヘクタール、それからボリュームが11万立方メートルということで聞いております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（石田勝弘） どうもありがとうございます

た。まだ20ヘクタールだけということで、あとまだ80ヘクタールぐらいはこれからも続くということで、ぜひ市民及び漁業関係者に安心していただけるような工事にしてほしいという希望を述べまして、この問題は終わります。

最後は、指定管理者制度についてお伺いいたします。先ほどメリットは経費削減、そして質の高いサービス、柔軟な管理、利便性向上というようなタイトルがついて、そういうお答えでございましたが、全くそれが目的でつくられた指定管理者制度でございますから当然であります。

そこで、今管理委託しているところが公社19カ所、今定例会で議案に上がっている3施設は当たり前ですが、次のしもきた克雪ドームもそうだと思います。そして、私が何よりもこれからやはり指定管理者制度を導入しなければならないのではないかと思う体育施設、いわば教育施設が主だと思うのです。あと福祉施設、そういうものについては今検討中ということでございますので、今すぐご答弁は無理だと思いますが、これについて実際メリットが確かに経費削減なのです。きょうのある報道によりますと、私の質問を先取りした答えが掲載されておまして、これは質問していませんから、ことしの来さまい館、観光物産館を来年度から指定管理者制度にすると3,000万円ほど削減になるよというようなのがありました。それで、これは6月の中旬に出た報道ですが、青森県が指定管理者制度を募集したと。57施設、そして市場規模は41億9,000万円になると。そこで、県で言っているのは、166人分の県職員の削減が図られ、その分民間の雇用確立といいますが、雇用の創出が見込まれるのではないかというような文が載っております。そして、県内経済への波及効果は大きいと結んでおりますが、実際むつ市でこの制度を導入しますと、今たった三つかそのぐらいなのですが、将来的にはどのぐらいの市場マ

ーケットになって、職員の削減は何人ぐらいで、そしてそのうちの何割ぐらいが民間のそういう施設で働けるのか。そういう計算がなされているのなら、ひとつ来年、再来年のことでなくて、やっぱり5年先、10年先を見て、こういう計画だよというのがありましたらお知らせしていただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） この指定管理者制度を採用することによって一番懸念されるのは、そういう施設管理の経験も何もない企業体あるいはNPO等が仕事をしたいという申し出をするケースが現実には生じております。今私どもが提案を申し上げ、これからもう一つ提案させていただこうとしているものについては、これはある意味では新規の事業開始でございます。でありますから、指定管理者制度の導入しやすいシステムであろうと、こういう判断に立っております。ただ、例えば体育館、金谷にあります体育館、臨時職員1人です。あるいは運動公園、これも交通広場が動かなければほとんど臨時職員1人で、教育委員会から1人が夏と冬、スキー場と交互に管理するという仕掛けになっております。指定管理者制度を適用する合理的な目的があるかどうかということが現在検討の段階でございます。私は基本的にはきちんとした管理する資格、能力がある、できれば原則的に地元の人、地元の企業、地元の団体にこういうものはお任せするべきである。先ほど申し上げたと思いますが、私どもがチェックして、議会の議決をいただくという手順を必要といたしますから、そのようなことを考えましても東京あたりから舞い込んできて、やらせると言って、安いぞと、こう言うだけでは飛びつく要素としては乏しいと、そう考えます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 市長の答弁に尽きるわけ

ですけれども、現在200施設をまないたにのせてございます。新聞紙上でも1億円が大体3,000万円ぐらい削減になるということですので、公の施設を詳細にやっていきますと、結果的には3割程度の経費節減が図られるのではないかと考えております。ただ、詳細につきましては、これからの作業になりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(宮下順一郎) 13番。

○13番(石田勝弘) その経済的メリットは十分わかりました。

それでは、先ほど職員の削減、当然出るわけですよね。今経済的には3割程度と言いましたが、職員についてはずっと市の直轄でやるのと比べれば何割方民間から登用できるか、総務部長、考えていましたですか。それが一つです。

それから、管理者の選定の仕方ですが、公募する、当然もちろん公募しなければいけません。そして、今市長が地元の団体からやっぱりやりたいと、これは私は大賛成です。地元が一番なのですが、それがむつ市内に限定するか、それともいろんな業種によって県内ということも考えられるわけですが、その辺のお話し合いが今なされているかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、この制度は経費節減あるいは効率性を重点的に考えて民営化するわけですが、株式会社などはやはりこれは利益を追求しなければいけない。利益を追求されないようなのには出てこないわけですね。そして、利益を追求することによって、当然住民サービスが今よりよくなるという方が大半です。公務員が、職員であれば時間になれば帰るし、時間より長くなれば残業代がかかるし、それよりは民間になった場合は非常にその辺は融通がきくのだよと、こういう言い方をされている人たちが前々からおりました。ところが、それはある一面ではそうかもしれませんが、もうけ追求

の会社に任せることによって、自治体の公的責任といいますが、そういうのが後退しないかどうかというところが心配なわけです。サービスの切り捨て、それは大丈夫かなと、こう思うのですが、その辺のご見解がありましたらお伺いします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 現在検討されております200の施設で、これはみんな地元の人間が管理運営やっているわけです。ですから、そんな難しいものはないのです。だから、できるだけ地元でやらせようという考えを前面に打ち出したいと考えているところであります。

それから、住民に対する公的なものを管理する責任が後退しないかというお考えだろうと思うのですが、それは契約解除すればいい、違約金取ります。それだけの話です。

○議長(宮下順一郎) 13番。

○13番(石田勝弘) この指定管理者制度は、議会で議決して指定して、同時に期日も決まるわけですね、期間。3年ないし5年、あるいは2年になるか。解除するといっても、期間満了しないと解除にならないわけでしょう。その間にそういう事故が起こった場合の対応はあるのですか。それを聞きたいと思っております。

それから、指定管理者の選定の場合ですが、今市長がおっしゃいました特定の事業者、つまり事業内容によって事業の継続性という観点から、今受けている団体をそのまま指定管理者に指定することが最適であると客観的に認められる場合は、それでいいのだよと、こういう例外もあるそうありますから、それに関しては市長のおっしゃるとおりだと思います。くれぐれも地元の団体に管理していただきたいなと思うのですが、例えばこの施設は年間1億円だよというようなやつを、いや、うちの方では5,000万でやるという別な地域の業者が出たらどうなりますか。最低基準という

のは設けるわけですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まず、最初の方のお尋ねであります。民法上の契約をきちんと結びます。瑕疵担保もとります。地方公務員法等で身分保障される職員は使っていないのです。だから、1年契約したら1年間やらせなければならぬという前提はないのです。運営上ミスがあった場合は、その責任とってもらおうというだけの話なのです。ですから、契約期間を満了しなくても契約は解除できます。そのようにお考えいただければ幸いです。

それから、地元優先で考えておりますが、例えば今私が乗せてもらっている車は、むつ市ハイヤー組合の所有物で、運転しているのはむつ市を退職した職員です。これも指定管理者ではないですけれども、アウトソーシングという言葉の方で表現される現象ですが、そんな考え方を導入しているのではないかと。地方公務員法に一たん60歳で定年になっても給料あるいは労働条件を緩和することで再雇用できるという法の定めがございますが、その法の定めを使わなくても今や70歳にして青年と、こう言われる時代でございますから、そのようなさまざまな社会的な環境を見回しながら、新しい契約のために努力していくと。個々の事業によって考え方はそれぞれ違ってくると思います。一律にこういう原則があるから、その原則を使いましょうというのは、先ほど1回目の答弁で申し上げましたようなことは、これは基本的な原則ですけれども、それ以外の個別の事業体については弾力的に柔軟に考えていくことが必要だろうと思っております。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（石田勝弘） ただいまの市長のお考えは十分に理解いたしました。

あと一つ、確かに議会にかかってその指定管理

者が決まります。期日も決まります。その管理者の事業報告は、市役所の方には当然報告されますが、議会への報告義務はないのです。それで、監査するにも業務についてはできない、業務内容については監査できないというようなことがあるようであります。そこで、議会が途中でチェックができない、つまり議会としては余り責任がなくなってしまうなど、こういうような思いがするのですが、そういうことはどうお考えか、ひとつ聞きたいと思っております。

それから、指定管理者になる受託する会社が、これは議員の兼業禁止規定が適用されないのです、これは。したがって、設置者、つまり首長や議員、その親族が経営する事業者が設定される可能性もあるわけですし、腐敗や不正の温床になる危険がないのかという心配はありますが、その辺のご見解をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 先ほどの市長の答弁に尽きるわけですけれども、基本協定につきましては、細部24項目にわたり詳細に契約内容を精査しまして契約いたします。先ほど議員がご心配の事業報告につきましても、市に提出していただきますと、報告事項について聴取あるいは実地調査、指示等々ができますので、議員がご心配のようなことはないと思っております。

それから、協定につきましては、協定の中で提携いたしますので、先ほど申し上げました議員等の兼業禁止ということにつきましては、委託契約になりますと、当然に議員の兼業禁止に該当してまいりますので、その辺のところ、まだうちの方で詳細に調べておりませんので、委託契約であれば議員の兼業禁止に当たります。そのパーセンテージは、それぞれありますけれども、今の現時点では委託契約となれば議員の兼業禁止に該当するものと理解いたしております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（石田勝弘） 時間でございますので、最後の質問にさせていただきます。

兼業禁止については、十分に考えなくてはいけないのですが、委託契約、その会社の事業のうち何%やれば、半分以下だったらいいのだというような今までの従来の見解ですが、その辺のところも非常にあやふやなところもあります。非常に心配しているところでございますが、その辺についてはこれからの話でございますから、そうならないように希望しておきたいと思えます。

最後に1点だけ。経費の削減は十分にわかりました。そして、民間活用の場合の人材の登用、その会社の登用は、数字は要りません、どのように、大体どの方向に向かうのかなというのを把握してしましたら、ひとつ、それが最後の質問でございますので、よろしく願います。

○議長（宮下順一郎） 申し合わせの時間が間もなくでございますので、答弁は簡潔にお願いいたします。総務部長。

○総務部長（齋藤 純） それぞれの施設の指定管理者につきましても、ノウハウがございませんので、ある面では経験された方を再雇用する形が現在のところベターではないかと思っております。それにつきましても、あくまで指定管理者、受ける側の問題ですので、我々が差し挟める問題ではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで暫時休憩いたします。

午後 零時07分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村正志議員

○議長（宮下順一郎） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。20番中村正志議員。

（20番 中村正志議員登壇）

○20番（中村正志） むつ市議会第184回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

ことしの3月14日に4市町村が合併をいたしまして、新むつ市最初の定例会であります。市長並びに理事者におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

先日田名部まつりの5町の集まりのときに、そのあいさつの中で、「やっとむつ市民になりました」と話した人がおられて、それを聞いた周りの仲間からは、「これからよろしくな」といった声と歓迎の大きな拍手が起こりました。また、今定例会では一般質問をする議員が18人と多くなっておりまして、さきの臨時会、今定例会の中での議案審議も活発に行われております。むつ市議会が今まで以上に活性化してきていると私は個人的に感じております。合併して何もいいことがなかったという声も聞かれますが、一方ではその効果も見えてきているのではないのでしょうか。合併したからすぐによくなるとは私は思っておりません。これからこの場にいる人を初めとして多くの人の努力によって新むつ市をよくしていかなければならないものと考えております。新むつ市発展のため、皆様と協力し合い、着実に進んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、個人情報保護法についてであります。近年IT化の急激な進展に伴い、官民を通じてコンピューターやネットワークを利用して大量の個人情報処理

されております。こうした個人情報の取り扱いは今後ますます拡大していくものと予想されますが、個人情報はその性質上、一たん誤った取り扱いをされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。実際に企業からの顧客情報の流出や個人情報の売買事件などが数多く報道されております。流出した個人情報は振り込め詐欺や架空請求などに悪用されており、大量流出の場合、企業が情報の被害者に配る謝罪のための金券なども巨額なものになっております。国民のプライバシーに関する不安も高まってきております。

このような現状の中、個人情報の有益性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的として、ことし4月1日から個人情報の保護に関する法律、個人情報保護法が全面施行されました。この法律では、個人情報取り扱い事業者は、その事業等の分野の実情に応じて自律的に取り組むことを重視しております。ここで言う取り扱い事業者は、民間企業はもちろんではありますが、地方公共団体、すなわちむつ市も当てはまるものと認識しております。

そこで、この個人情報保護法についての自治体の役割とむつ市としての取り組みについてお尋ねをいたします。

1点目として、個人情報の保護に関する法律の概要について、2点目として、これら個人情報保護法に対する自治体に取り組むべき役割について、3点目として、むつ市としての現在までの取り組み状況について、4点目として、個人情報流出を阻止するために特に注意する点にはどういうことが考えられるか、以上あわせてお尋ねをいたします。

質問の第2は、地域再生のための下北ブランド戦略についてであります。今定例会の中でもたびたび取り上げられている新市まちづくり計画の基

本方針の中において、これからの地方自治体は自らの判断で自らの責任のもとに地域経営をしていかなければならないと述べております。また、国においても地方分権の一層の推進、三位一体改革による地方自治体の財政的自立を強力に推し進めております。地方の時代と言われてから随分たちますが、これからの地方の時代とは、それは地方対地方、地域間の競争の時代、すなわち地域が生き残りをかけて競争をする時代なのではないでしょうか。このような厳しい競争に勝ち抜くため、地域再生のため、地域経済活性化のためにいろいろアプローチの仕方があろうかと思っております。今回は、その一つの方法として、農林水産物を活用した下北ブランド戦略についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、大きな観点からの地域再生についてのむつ市としての考え方と取り組みについてお尋ねをします。

1点目として、地方分権時代における生き残りをかけた地域間競争に勝ち抜くための地域再生に対するむつ市としての考え方、ビジョンと取り組み、アプローチについてお尋ねをします。

2点目として、本年4月1日に地域再生法が施行されております。本県でも3件ほどその認定をされておりますが、この地域再生法に対するむつ市としての考え方と取り組み状況についてお尋ねをします。

次に、下北ブランド戦略に絞ってお聞きしてまいります。スーパーや百貨店などの店頭では、「魚沼産コシヒカリ」や「松阪牛」、「白金豚」に「鮭児」といった産地やブランド名を記した商品がずらりと並んでおります。安全でおいしいものを食べたいという消費者の欲求が生鮮品の分野でブランドブームを巻き起こしております。消費者のニーズにこたえるため、小売や外食産業のバイヤーは、より新しく、より安全で、よりおいしいブラ

ンド探しに懸命になっております。そういった中での下北ブランド戦略についての質問であります。

まず、下北ブランド確立の現在までの取り組みについてお尋ねします。1点目として、農林水産物を活用した売れる商品、ブランド化に対するむつ市としてのこれまでの取り組み状況について、2点目として、下北ブランド研究開発センターの役割とこれまでのむつ市を初めとする下北地域の自治体との連携のあり方について、3点目として、下北ブランド開発促進協議会の役割と下北ブランド商品認証制度について、4点目として、現在までに認証された商品とそれら商品の市場での評価について、あわせて現在までの取り組みとしてお尋ねをいたします。

そして、何よりも重要なのが下北ブランドとしての今後の戦略であります。消費者にブランドとして認めてもらい、たくさん買っていただくための方法を具体化して実行していかなければなりません。そこで、今後の戦略として下北ブランド確立のための戦略、下北ブランド商品の販売戦略についてお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 中村議員のご質問にお答えします。

まず、個人情報の保護に関する法律の概要についてであります。個人情報の保護に関する法律は、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成、その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、個人情報と取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めるこ

とにより個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利と利益を保護することを目的として制定されたところであります。

この法律では、地方公共団体の責務、施策として四つのものが掲げられております。一つ目は、その地方公共団体の区域の特性に応じて個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有すること、二つ目は、その保存する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講ずること、三つ目は個人情報の適正な取り扱いを確保するため、地域の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずること、四つ目は個人情報の取り扱いに関し、事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情処理のあっせんその他必要な措置を講ずること。これらの施策により、各自治体は個人情報の保護を行うこととなります。

次に、むつ市としての現在までの取り組み状況についてであります。個人情報の保護に関しましては、これまで当市ではむつ市電子計算機処理に係る個人情報の保護及び管理に関する規則などにより対応してまいりました。しかし、個人情報の保護に関する法律により地方公共団体の責務が明確にされたことから、現在制定に向け鋭意作業中であり、次の定例会には提案したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、個人情報の流出を阻止するために、特に注意する点についてのご質問であります。個人情報の流出阻止に当たっては、物理的な面と人的な面について注意が必要と考えております。まず、物理的な面についてであります。例えば情報機器の結合による提供を行うときは、法令の定めや公益上必要があり、個人の権利、利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ提供を行っ

てはならないとするガイドラインが必要であろうと考えます。

次に、人的な面については、地方公務員法に基づく職員の服務規律として、守秘義務にのっとり職務を行うこと、また条例により個人情報の利用や管理について、従事する職員や外部委託事業者に責務を定め、目的に合った利用を行うこと、そして個人情報の保護に関し、趣旨を周知徹底するなど十分な教育及び啓発が講じられるように条例の趣旨を浸透させることが必要であると考えております。

次に、ことしの4月に施行された地域再生法に基づく新たな支援措置に対するむつ市としての考え方とその活用方法についてのご質問にお答えいたします。地域再生法の基本的な目的は、地域の資源や強みを知恵と工夫により最大限に活用しながら、個性ある豊かな地域づくりを達成するために意欲を持って自発的な取り組みをすることに対し、制度的に支援していくことであります。支援措置の具体的な内容としましては、補助金等の統合及び採択基準、対象、利用条件等に係る要件の改善、許認可に係る手続等の一元化、連携、既存施設等を再生、有効活用する場合の阻害要因の除去など施策の利便性の向上を図ることをねらいとするものや権限の移譲、行政サービスの民間開放等が措置メニューとして挙げられております。いずれにいたしましても、国が地域再生を含めた特区制度の創設や各種規制改革の推進及び民間開放等に積極的な取り組みをしてきていることは歓迎すべき政策の流れであると受けとめております。しかし、制度として選考した特区につきましても、省庁間の抵抗が思った以上に強く、当初の予想よりも申請件数が少なくなっている事例もあります。したがって、地域再生にかかわる支援措置の内容とその運用も緒についた段階でありますので、今後の進展を注意深く見きわめ、研究を積み

重ねながら対応していかなければならないと考えております。

地域再生制度も、特区同様に新たな補助金を伴うものではありません。ある意味では、地域の知恵及び財源負担を求められる制度であります。再生のための構想及び計画の策定に当たっては、地方公共団体だけでなく民間事業者の提案も可能となっておりますので、議員の皆様のお力添えをいただきながら一緒に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、下北ブランド確立と現在までの取り組みについてであります。下北地域における産業振興の拠点として農林水産物を活用した特産品の開発及び販売戦略に関する研究並びに人材育成を支援することを目的に平成13年4月に県の試験研究機関として下北ブランド研究開発センターが旧大畑町に設立されました。その運営に当たっては、広く地域のニーズを反映させていく必要があることから、下北地域の各自治体を初め関係団体、企業等が連携して平成13年10月に下北ブランド開発推進協議会を設立し、センターの利活用を促進するとともに、下北地域における農林水産物を活用した地域ブランド、いわゆる下北ブランドの創出や普及など地域産業の活性化に取り組んでおり、市といたしましても、地域関係者が一丸となった当協議会の活動を支援してまいったところであります。

協議会では、下北地域の優良な産品を下北ブランド産品として認証し、その普及を図ることにより下北の産品の品質を向上させるとともに、消費者の下北の産品に対する信頼を高め地域産業の活性化を図る目的で、下北ブランド産品認証制度を平成15年度から本格的にスタートさせております。この制度は、会員からの認証申請を受け、認証基準により審査をするもので、認証された産品は統一の認証ロゴマークを添付し、高品質のブラ

ンド品として県内外に流通、販売されることになり
ます。スタート当初は、イカずしとイカー一夜干
しの二つの認証品目でありましたが、現在では水
産加工品を初め乳製品、木工製品、化粧品など17品
目、30製品が認証され、認証品目が一層充実して
きたところであります。市場での評価もまずまず
と聞いておりますが、認証制度がスタートしてま
だ2年と歴史も浅く、下北ブランドとして市場で
定着するにはもう少し時間をかけ、認知度を高め
ることが必要であると考えております。

ご質問の第3点目、下北ブランドの今後の戦略
についてであります。協議会ではこの認証制度
を普及させ、認証品目のさらなる充実を図り、地
域ブランド化を推進していきたいと考えており、
そのためのアイデアの掘り起こしやセンターの利
活用の促進に取り組んでいくとのことでありま
す。販売戦略といたしましては、各種イベントへ
の参加や商談会等への出展、また認証商品の展示
販売はもとより、認証準備商品の試験販売等も行
い、下北ブランド製品の普及活動を広げていく計
画とのことであります。市といたしましても、県
内でのイベントを初め下北観光協議会が実施して
おります下北半島フェスタや電源地域振興センタ
ー主催の電気のふるさとじまん市など県外で行わ
れるイベント等を通して下北ブランド製品の普及
定着に努めてまいりたいと考えておりますので、
ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） それでは、再質問をさせてい
ただきたいと思えます。

まず、個人情報保護法についてなのであります
が、民間企業にとりましては顧客情報、個人情報
というのは、本来でいいますと宝であります。自
治体にとってもこの個人情報というのは民間企業
と同じ宝であると考えてもいいものなのかどう
か、まず最初に市長のお考えをお聞きしたいと思

います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 民間にとっては宝という表現
を使われましたが、官公庁にとりましては、これ
はもう完全に管理すべき財産であると考えており
ます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） 今そのお答えを聞いて安心を
いたしました。

それでは、具体的に中身の方についてちょっと
聞いてまいりたいのであります。この法律では
事業者がその事業の分野の実情に応じ、自律的に
取り組むことを重視しておるわけでありますが、
自治体が取り扱う範囲は、この情報に関しては非
常に広いものがあると思えますが、実際のところ
はどのようなものがあるのでしょうか、お答え願
います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えします。

個人情報の保護に関する法律では、個人情報は
生存する個人に関する情報であって、当該情報に
含まれる氏名、生年月日、その他の記述等特定の
個人に識別することができるものとなっております。
したがって、すべてと理解いたしております。個人
情報は、多岐にわたりますが、典型的なものは戸
籍・住民基本台帳、税情報、あるいは国保情報等
がその典型的なものと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） 今挙げてもらっただけでも非
常に多様な個人情報を取り扱っていることがよく
わかります。日々いろんな個人情報を取り扱いな
がら市の業務を行っているわけでありますが、こ
の取り扱いに関しまして、職員の個人情報の取り

扱うことのできる範囲といいたししょうか、例えば一般職員はここまでですよ、あるいは課長はここまで、部長はここまでといったその取り扱いのできる範囲に制限というふうなものはあるのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

職員は、配置されております部署の事務以外の情報は取り扱いできないルールとなっております。また、住民基本台帳につきましては、担当課に加え、オンラインにより許可された部署だけが閲覧できます。利用するにしても、本人のパスワードが必要となりますので、かなり厳しい閲覧になるかと思っております。

それから、税情報につきましては、国保年金課、それから生活福祉課、それから介護福祉課等が閲覧できますけれども、その項目は限定されておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） それでは、個人情報について、自治体を守るべきルールづくりの方についてちょっと質問の方を移してまいります。先ほどの答弁であります、近く条例制定をするということで、これからお聞きする部分、内容的には重なる部分があると思っておりますが、何点かお聞きしてまいりたいと思っております。

まず最初に、個人情報の利用、取得に関して注意する点、これに関するルールづくりというのはどのようなことを考えておられますでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

法律により閲覧、縦覧できる情報以外は、原則として本人情報を取り扱えないことになっております。いろいろなことが想定されるわけですけれども、まず未然に防ぐためには職員のモラルが一番だと思っております。それから、基本的には個人情報

資料を外部に持ち出さない、それから廃棄するときは確認のうえ行う、あるいは情報ファイルは複数つくらない、こういうことが挙げられます。場合によっては、現在本庁舎では総務課、それから教育委員会総務課、介護福祉課にシュレッダーが配置されております。場合によってはこのシュレッダーを各階に配置することも考えなければならぬと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） 今のお答えの中で安全に管理する部分についてもシュレッダー等、あるいは個人のモラルということで挙げられておりました。それでは、この個人情報を第三者に提供することがあるわけなのですけれども、そのときにはどのようなことを注意するとお考えでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 先ほど申し上げましたように、この個人情報の保護に関する法律は、あくまで個人情報を保護するというものが基本になっていますので、そういう今議員のお尋ねの件は想定しておりませんので、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） でも、ただ実際として本人以外の第三者が求める場合もあると思っておりますので、その辺についてお聞きしたかったのですが、どうでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 現在は、例えば選挙名簿等がございます。これらは、住民基本台帳等も制約を受けていまして、その制約の範囲内であれば閲覧できることになっております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） 大分細かく決めておられるわ

けなのですが、この個人情報の取り扱いにつきましては、何回も言っていますとおり、適正に安全に管理されなくてはならないものであります。現在毎日のように金融機関だとかクレジットカード会社などからの情報の大量流出、紛失といったような報道がなされております。むつ市におきましてもそういうようなことは絶対起こしてはならないわけなのであります。先ほどの答弁の中でも多少触れられておりましたが、個人情報というのが流出する懸念される場面というのは、悪意を持った部外者の場合を除きますと、ある程度限られてくると思うのです。例えばそれは仕事熱心で自宅に仕事を持ち帰る場合でありますとか、ノート型のパソコンの紛失でありますとか、あるいはパソコンだとか、今だとコピー機もそうなのでしょいか、廃棄時の記録媒体としての流出だとか、また庁舎内で働く人による情報のコピーなどというのが挙げられるわけなのですが、このような特定される場面における対応策みたいなものは策定しているのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

この保護に関する条例につきましては、今策定中であります。条文につきましては、恐らく60条ぐらい、かなり膨大なものになります。その中で各自治体はこの保護条例を既に制定しているところがございます。ただ、他市町村につきましては、罰則規定がないのがほとんどでございます。市が今策定しようとしているのは、罰則規定の強化も設けておりますので、他市の条例とは相異なり、かなり厳しいものになると理解いたしております。

それから、先ほど議員がお話ししましたように、パソコンの部外への持ち出し、そういうことは一切しておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） 細部につきましては、条例制定されるということで、その場でもう一度お聞きしていきたいと思いますが、もう一つ情報の流出される懸念がある場合として、先ほどから出ておりますが、廃棄の場面があるわけです。1枚の紙を捨てるのも、それがもし個人情報が書かれてあったり、それに関するものであれば、簡単に丸めてばいというふうな感じにすることにはいかないわけでありまして、先ほどはシュレッダーということも出ておりましたが、まさに紙1枚ですらも情報産廃といいたいまいしょうか、そういうふうな感じになるかと思うのです。そこで、現在今シュレッダーという話が出ましたが、そのシュレッダー後の廃棄、最後の廃棄までについてはむつ市として何らかの対策をとっているというふうなことはあるのでしょうか。シュレッダーしてごみで集められて庁舎から出てしまうと、それで終わりというふうなことになっているのでしょうか。そのあたりのこと、一つ聞いておきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 一例を申し上げたいと思います。例えば税情報につきましては、不要になった書類につきましては、職員が直接ごみの焼却場に行きまして、確認のうえ焼却してございます。以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） 今その話を聞きまして、焼却のその最後の場面まで立ち会っているということで大変安心をしたわけでありまして、ことしの3月でしたでしょうか。強制わいせつ容疑で逮捕された愛知県の男は、住民基本台帳で母子家庭などを探して留守番中の少女を襲ったというような怖い事件も起こっております。個人情報の取り扱いを一步誤れば、市民に対して思わぬ迷惑を及ぼすこととなります。それこそ自治体は流出した、ある

いは紛失されたということで被害者でなく加害者になり得ることもあるわけでありまして、むつ市においてもこの個人情報の入手から消去までの情報の一生とでも言いましょうか、ぜひとも先ほど言ったようにそれに責任を持っていただいて、その取り扱いには十分注意をしていただきたいと思います。

それでは、続きまして地域再生のための下北ブランド戦略についての方の質問に移らせていただきます。先ほどの答弁の中で最初の大きな観点の部分で、地域再生法に関して、地域再生計画というものを作成するというふうなことでありました。その時期、内容につきまして簡単で結構でございますので、見通しの方を説明願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

地域再生計画の策定期間及びその内容というようなことですが、この法律は去る4月1日に施行されたばかりでありまして、これに基づく具体的計画というのは、まだこれからのテーマとなろうかと思っております。

それから、地域再生法には特別な措置としていろいろな規定がございますけれども、基本的な考え方としては、新たな補助金制度は設けないというようなことがございます。その趣旨としては、概して地域の持てる力で地域の再生をしていただきたいというようなことでありまして、国はそのためのサポートをしていくというスタンスのものでございます。当然事業の実施に当たりましては、内容によりまして、費用が余りかからない事業も考えられますけれども、道路など施設の整備を対象としますと、やはり一般財源を必要とすることとなります。当市は、特に今合併したばかりでありまして、面積も大変に広く、全体的な範囲での計画というのは非常に困難な状況でござい

ます。現実的には限局的な地域再生計画といったものがこの可能性として今考えられるものではないかなと思います。

今後合併協定に基づくいろいろな事業、またまちづくり、各地区のバランスなどをしんしゃくしながら、少しずつ事業を進めている段階でありますので、この地域再生計画につきましては、市民の皆様のご提案もいただきながら、各事業担当部署とも一緒になりまして検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） それでは、具体的に下北ブランドの方についてお聞きしてまいります。先ほどの答弁の中で、ブランド研究開発センターあるいは開発推進協議会等々の役割等については理解をいたしました。その中で現在まで商品の方も17品目、30製品と、私が思っていたより大変多く、ものが認証されているということでもあります。感じとしては、まだ2年目ということで、それほど市場にも消費者にも認知されていないというふうな話もございました。

そこで、まずブランドということで、最初に市長の考えをお聞きしたいわけなのでありますが、先日私大手広告代理店の役員の方の講演を聞く機会がありました。その中で同様のような質問をしたわけなのですが、要するにどうすればブランドとして成り立つのか、ブランドとしての必要なことは何なのかということなのでありますが、その役員の方は、ブランドとは、まず一つとして物を買う前の体験、二つとして、買ったときの体験、三つとして、買った後の体験、そのような言葉が使われまして、この三つがそろったときにブランドとして成立するというふうなお話をお聞きしました。今回は、農林水産物を活用した下北ブランドということですので、直接結びつかないかもしれませんが、市長はブランドと

して成立するための条件、必要なことは何である
と考えるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ブランドというのを正しく理
解すると、今おっしゃられたようなことでしょう。
ただ、下北の牛肉が某所に行くと、その土地の銘
柄に変換されると、これもブランドなのです。こ
ういう使われ方が一番よろしくない。つまり純粋
にその土地で生産されたものが広く人口に膾炙し
て、愛されて、生産量と消費量が伸びていくとい
うことが実現して初めて真の意味のブランドとい
うことができるのではないかと思います。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） 今市長からの発言もあったの
ですが、非常にブランドという定義は大きいし、
広いし、難しいと思うのでありますが、今市場の
方はブランドブームでありますので、ぜひともこ
れに何としてでものっかって、下北の製品、商品
を売ることによって、買っていただくことによ
って、この地域の活性化というのを考えていかな
ければならないと思います。

そこで、現在の農林水産物の流通の現状といた
しましては、完全に買い手市場であると思っ
ております。今の消費者の購買動向を把握したう
えでの商品開発あるいは宣伝、販売というのをし
ていかなければ、どれだけこの下北の製品がすば
らしいものであったとしても、売れる商品、買っ
ていただく商品になる可能性が低いものと考えて
おります。そうした中で、今消費者がどのような
農林水産物を求めていると考えるのか、再度市長
のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 農林水産物をブランド化する
という、あるいは既に特別な地元努力がなくて
もブランド化しているのが十分あるわけです。こ
れは、認証しなくてもブランドとして確立してい

る、例えばこれはテレビの力も大きいのですが、
大間のマグロでしょう、それから関根のヒラメが
「文藝春秋」がかつて出しておりましたビジュアル
ブックスという写真を主として食べ物の、タイ
トルは「B級グルメ」というものでしたけれども、
下北のヒラメはB級グルメにのっているA級品だ
ったのです。なぜかという、このB級グルメの
中の特集にすしというのがあったのです。それも
江戸前のすしです。その中のいわゆる名店と言わ
れるようなところの「ヒラメは下北」と書してい
るのです。ところが、実は最初関根のヒラメとい
うのはどういう売られ方をしたかということ、福島
の業者が買いに来て、青森がしけだと下北に来る、
下北がしけだと青森で買うというようなことをや
っていたのです。それを売るのが都合よく下北に
一本にしてしまったのです。これでもブランドな
のです。こういうふうに、農産物あるいは魚介類
といったようなものは、田子町のニンニクですと
カナガイモですとか、東北町のそれとかいろいろ
ありますけれども、今やそれらの商品がすぐれた
ものであるという評価を受けながら、中国産に取
ってかわられようとしている。ですから、生鮮食
料品そのものをブランド化するという事は非常
に難しい問題であると思っております。今認証し
ております、いわゆるブランド品として認証して
おります下北のものは、ほとんどは第1次加工以上
の加工を施したものであります。このあたりにブ
ランドとしての認識の仕方、それから消費者の受
けとめ方というものとの若干のタイムラグがある
のではないかという気がするのであります。この
辺乗り越えていって真のブランドが確立すると言
えるのではないのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） 今の市長のお話もありました
とおり、現在認証されているものは、加工品がほ
とんどでございます、今後はその加工品もそう

なのですけれども、その素材そのままのものを生かした下北のブランドというのもこれから取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに考えております。

先ほど1回目の答弁の中で、現在までの取り組みについて聞いておりましたが、商品開発認証まではうまく機能していると。それ以外の部分、販路の開拓であるとか市場の調査であるとか、そういう部分はまだまだ弱いように感じました。やはり売れる商品、買っていただける商品になるためには、今後その部分が非常に大きくなってくるものと思われま。要するに販売戦略というのが必要になってくるわけでありま。最近の消費者からは、食の安全、安心の観点から、顔の見える農林水産業というふうな言われ方をよくしております。それはそれで非常に大事なことだと私は思うわけなのですが、消費者から生産者の顔が見えるだけで、逆に生産者の方から消費者の顔がよく見えていない状況に今はあるのではないかなというふうに感じております。顔の見える農林水産業をもちろん展開しながら、消費者の顔を見て商品をつくっていかなければならない、こういうふうに思うわけ。例えば値段のつけ方一つにしても、これくらいかかるからこれで売ろうではなくて、消費地はこれくらいで売れるから、それに合わせて商品をつくっていかうというふうな、そういうふうな逆の見方の商品の開発の仕方というのも非常に重要になってくると思うわけ。そういうことを含めまして、消費者あるいはバイヤーなどの市場調査、あるいは下北の方は情報の発信が少ないとよく言われますが、その情報の発信機能の強化、こういうのは不可欠なのであります。それらについての今後の考え方といいましようか、あるいはどういうふうにしたいというふうなものをお持ちでしたら、ぜひお聞かせ願いたいと思いま。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今NHKの料理番組大分変わりましたけれども、私は若いころは料理番組見るのが趣味でございまして、つくるのは余り趣味ではありませんが、今から十七、八年以上前のホタテ料理に登場してくるホタテは、サロマ湖でした、NHKに限って言いますと、ほとんどがサロマ湖。我々は、ホタテ養殖を開発した土地に住んでいて、このうまさを知っていて、なぜ北海道のような技術輸入地がです、あそこは汽水湖でしょう。汽水湖のホタテというのは、やっぱり塩水のホタテよりまずいです。それをなぜNHKが、何か縁故のある人がいたのかななんて疑ってみたりするのですが、これが大きな媒体を使った、大間のマグロも朝の番組に出たことによって実力を正しく評価してもらったわけ。

今水産物のことを申し上げましたが、農産物になるとそうはいかないのです。ほとんどは農協経由ということになります。野平の大根というのは、だれが売っているかという農協が売っているのです。この大根が何になっているかという福神漬けです。福神漬けの中に下北の大根が大量に入っているのです。でも、これをブランドとして考えるわけにはいかない商品になっています。産地直送という考え方が、今、日が当たってきておりますけれども、実はその産地直送によって消費される量というのは極めて少ない。特定の消費者、あるいは生協等を通じた消費者と産地が結びついているというシステムが大きいと言えば大きい方でしょう。今脇野沢のイノブタ、イノシシをどうやって販路を拡大するかという検討を進めている段階でございすけれども、これはある意味では産地直送の最も端的なあらわれかもわかりません。これは、自分で持って行って売るわけではなくて、ある種の流通業者を介在させて販路拡大しようとしているわけですが、そういうようなこと

も考えられます。ただし、下北半島、横浜、野辺地は別として、すべての農産物で地産地消以外のものはすべて農協が扱っております。農協が扱ったものはどうなるかという、系統と言っていますけれども、系統を通じて、東京が主として消費地になりますが、そこを通じて箱から出されて売られるわけです。ですから、産地不明の1次産業商品ということになっていきます。

そういう状況の中で、第1次産業を消費者の見えるものにする、あるいは消費者から産地が見えるものにするということは極めて難しい現在の流通機構ということになっていますから、この中でどうやって産地の見える消費物にしていくかという工夫は、私も20年足らずであります。農協組合長をやりましたが、結局箱で届いてから一時関根のワカメを500グラムずつ包装して売ったら全然売れなかったのです。100グラムに圧縮して包装したら売れるようになった。つまりきょうあす食う分あればいいのです。何日も冷蔵庫をふさがせておくようなものは消費者の好みに合わない。そういうわずかな違いも出てきます。ですから、大体20キロぐらいの箱で送ってあげるわけですが、それは全部ばらばらにされると産地不明の産品になると、こういうことですので、この辺の工夫は大変難しいものがあるかと思っております。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） 申し合わせの時間が迫ってきておりますので、まとめたいと思います。

今市長の話の中でも地産地消の話も出てまいりました。また、消費者から見えるものにするためというふうな話も出てきておりました。それにつきましては、最近トレーサビリティといったような言葉も聞くようになったわけなのであります。とにかく現在は販路の開拓という意味では非常に多様化した流通形態が考えられると思いま

す。それらを一つ一つで扱われるのは大変少ないかと思いますが、そのあたりもぜひとも研究していただいて、いろんな可能性を探っていただきたいと思っております。

また、消費をふやすという点では、先ほど言っておりました地産地消の推進でありますとか、今後ますます必要になってくると思うのですが、観光産業、要は観光地との連携でありますとか、そういうふうなことにも広範囲でぜひとも取り組んでいっていただきたいと思っております。今回の下北ブランド戦略についても、私同じだと思うのですが、今地方の時代と言われる中で必要とされておりますのは、新たな価値観に基づいたビジネスを創造する力だと思っております。私は、創造性を発揮するためには、今までの依存の精神とか、自分たちは弱者であるといったような、そういうふうな定義した精神から何としても脱却していく必要があるというふうを考えております。よく我々は、自分たちの地域はおくれているといったことを言うわけなのですが、それは創造力と自分の精神を今まで中央に預けっ放しにしてきたのではないかなというふうと考えております。このことは、中央集権体制が常識化してしまった我々の心の中に問題があったのではないかというふうと考えております。

いずれにしても、地方の時代でございます。このことを頭に置きながら、地域の活性化に取り組んでいかなくはいけないというふうと考えております。

これで終わりたいと思いますが、市長、今話したことで何かありましたら、最後にお聞かせください。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 中村議員の質問は、主として1次産業産品にこだわったご質問であったろうと思っております。漁師の方は意外に自分の戦略を変え

るのに勇気を持って行う、農家はなかなか変わらない。

(「変わっているよ」の声あり)

○市長(杉山 肅) あそこに1人だけ変わった方がいて、例えば私が提案したのは、多品種少品目栽培を集団でやってみようではないかと、こういうことを提案しました。野菜生産部会でも検討してもらいました。しかし、最後の連携してこの作業をやるというところで議論は前に行かなくなるのです。多品種少量生産というのの利点は、市場競争に強くなるということなのです。それから、品種改良が進んでいくということなのです。ところが、ここになかなか踏み込んでいかない。先ほどご発言なさった方も、メロンの栽培に取り組みましたけれども、まだ余りうまくいっていないというところもありますけれども、メロンという商品を作るためには、これ本当、行政としっかり手を結んでやらないといかぬでしょう。市場業者と手を結んでやることは、なかなか成功しないというようなケースもあります。そんないろいろなことを経験させてもらった期間が19年ありますが、これからもそのようなことを生かしながらいかなければならないと、そう考えております。

○議長(宮下順一郎) これで、中村正志議員の質問を終わります。

2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

斉藤孝昭議員

○議長(宮下順一郎) 次は、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。21番斉藤孝昭議員。

(21番 斉藤孝昭議員登壇)

○21番(斉藤孝昭) 栄えあるむつ市議会第184回定例会に当たり、一般質問を行います。

質問の1点目は、IT行政についてであります。昨年約10億円を投じ、地域の教育、行政、福祉、防災、医療等の高度化を図ることを目的に地域イントラネットが整備されました。現在本市を初め近隣の風間浦村、佐井村、横浜町の4市町村の公共施設が高速オンライン回線によって接続され、ことし4月から本格稼働を開始しています。この地域イントラネット整備は、本市のように合併により行政区域が広大になり、地域全体を同じレベルで情報伝達が難しい市町村にとっては、画期的なシステムであります。もう一度繰り返します。行政区域が広大になり、地域全体を同じレベルで情報伝達が難しい市町村にとっては、画期的なシステムであります。本格稼働から3カ月がたちましたが、利用者のいいも悪いも声が全く聞こえてまいりません。PRが不足しているため利用が進んでいないのではないかと感じるところでありますが、現状はどのようになっているのでしょうか。また、今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、教育行政についてであります。その一つ目は、スポーツ振興の具体的方針を示すべきではないかということであります。スポーツは、爽快感、達成感、仲間との連帯感など精神的充実や楽しさ、喜びなどを与えたり健康の保持や増進、体力の向上のみならず、現在では青少年の健全育成に多大な効果を与えるなど、心身の両面にわたる健全な発達に資するものであると考えられています。競技スポーツは、人々のスポーツへの関心を高め、生涯スポーツの振興に寄与するとともに、市民に夢や希望を与えるなど、活力ある健全な社会の形成に貢献するものであります。スポーツ振興を積極的に行うことによって、大会誘致などによる経済効果や健康の保持増進による医療費の節

減等の効果も期待されます。全国を見れば、スポーツ振興の具体的方針を打ち出し、地域活性化につなげている自治体も少なくありません。

さて、本市のスポーツ振興は、具体的にどのような方針で行われているのか、明確に打ち出すべきと考えます。新市の地域事情も考慮し、改めて具体的方針を示す考えはないか、教育長にお伺いいたします。

二つ目に、中高一貫教育の現状と課題についてであります。本市の大湊高校は、平成14年度から連携型中高一貫教育を実施しています。この教育目的は、6年間の計画的かつ継続的な一貫した教育を行うことにより、生徒の資質、能力を最大限に伸ばし、進路希望の達成を目指すものであります。連携開始後4年を迎え、現状はどのようになっているのか、問題点はないかお伺いいたします。

三つ目の質問は、県立高校入試改革が与える影響と本市の対応についてであります。青森県教育委員会は、来春の県立高校入試で前期後期選抜を実施することを公表いたしました。前期試験日は2月22日、後期試験日は3月14日になり、前期合格発表が3月3日、後期合格発表が4月20日と予定されています。これにより県内各地域において対応は違うものの、卒業式を3月2日としているところも少なくないと聞いております。

一方、新しい高校入試は、前期、後期一体のものと考え、卒業式は後期試験が終わった時点が望ましいと県教育委員会義務教育課が認識を示していると報道されておりました。そこで、この改革が本市内中学校へ与える影響、市教育委員会が各中学校へどのような対応をしているのかお聞きいたします。

最後に、本市の課題に対応した教育のあり方についてであります。学校教育は、将来の地域を担う人材育成の基礎となる重要な行政の政策であります。地域が発展するかないかは、教育の充実

に左右されると言っても過言ではありません。本年は、全国各地で教育特区を活用し、小学校からの英語教育を充実させ、真の国際人育成を目指した取り組みが始まりました。本市においても、現状と将来を見越した教育のあり方について検討すべきと考えますが、教育長のご所見をお願いしたいと思います。

以上、雑駁な質問となりましたが、前向きなご答弁をお願いし、壇上から終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 斉藤議員のIT行政についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の地域イントラネット利用状況についてであります。本事業につきましては、当むつ市、横浜町、風間浦村及び佐井村の4市町村が連携して昨年度末に整備を終え、e 下北ねっととして4月1日に暫定稼働、5月に本格稼働したところであります。地域住民の皆様には、新むつ市誕生時に每户配布いたしておりますミニガイドで地域イントラネット基盤施設整備事業により整備した情報基盤システムの紹介をしているところであります。構築いたしましたシステムの稼働状況につきましては、6月24日現在の主なシステムへのアクセス件数として、トップページに8,200件のアクセスがあり、このうちライブカメラの配信が3,500件と最も多くなっております。このライブカメラの配信は、観光情報として観光スポットであります川内の大滝、風間浦村の海峡いさりび公園、佐井村の仏ヶ浦及び脇野沢村の野猿公苑の4カ所と防災情報として青森県がカメラを国道279号、風間浦村易国間地区に設置した道路斜面監視システムとの連携による映像配信とあわせて5カ所の配信を行っており、この中でも去る4月20日に道路斜面の落石が発生したことから、防災情報に1,950件と最も多くのアクセスがございま

した。幸い人身事故に至らず、安堵いたしましたところであります。次に多いのが暮らしの情報で1,800件、続いて行政カレンダーの850件となっております。e 下北ねっとは多様なシステムを構築しておりますことから、その利活用を図るため、庁内の情報化推進体制の見直しを行い、取り組む所存であります。

住民基本台帳カードの利用につきましては、多目的利用の登録を行うことにより、各公共施設の利用状況を確認しながら、予約等のサービスが受けられるわけではありますが、各公共施設ごとに運用を開始できる権限を与えており、規約の整備や設定等の公開に向けた準備が整った公共施設から順次公開することとなっております。

当市における住基カードの所持者は170名程度で、その多くは50代以上の方々であり、斉藤議員仰せのとおり、住基カードの普及も利用率の向上に欠かすことができない一因でありますことから、住基カードの利便性のPRに努めていく所存でございます。今後情報格差の是正対策として、地域イントラネット網を住民に開放するサービス、むつ総合病院を中核とした医療支援サービスの検討及び住民の方々が在宅で健康維持管理のサポートが受けられるシステムの構築など、医療、福祉面における活用も研究、検討課題として取り組んでまいりたいと考えており、構成4市町村で共同運営するため設置したむつ下北情報ネットワークシステム運営協議会で歩調を合わせながら利活用の推進を図りたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 斉藤孝昭議員の質問にお答えいたします。

スポーツ振興の具体的方針を示せとのことではありますが、教育委員会では新市の発足を見据え、新教育基本構想を定め、スポーツの振興につつま

しては市民のスポーツに対する意識の高揚を図り、その環境づくり、地域の特性を生かした振興、親しめるスポーツ、レクリエーション等を推進することを基本目標に掲げ、生涯スポーツ、レクリエーションの振興、スポーツ指導者の養成と関係関連団体の育成、スポーツレクリエーション施設の整備及び健康教育の充実の施策を展開していくことといたしたところであります。

合併に伴い地域が広範囲になったことにより、住宅地域が散在し、連携がとりづらくなったことが課題となっておりますが、施設面につきましては、合併によりスポーツ施設が倍増しております。しもきた克雪ドームセンターハウスの建設や釜臥山スキー場の拡張や設備の整備等も推し進められているところであり、また不十分な面はありますものの、施設面では徐々に充実されてきているものと思っております。

こういった中、昨今社会は地域コミュニティーの力を失いつつあり、教育的役割が十分果たせなくなっている現状の中で、地域スポーツの果たす役割は大きなものがあります。健康面はもとより、情操教育的側面については大いに期待するところであります。全市が一体となったスポーツ行事、イベントの実施とともに、各施設の有効利用に加え、総合型地域スポーツクラブの育成は大事なことと認識しております。

これらのことについても、各小・中学校、高等学校、むつ市体育協会、各地域の体育協会やそのほか地域の団体やスポーツ愛好者のグループとも連携をとりながら、先進地の事例の調査を依頼するなど、検討していきたいと考えております。あわせて指導者の発掘育成にも意を注いでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、中高一貫教育の現状と課題についてですが、議員ご承知のとおり大湊中学校と大湊高等学

校は平成14年度に設置者の異なる連携型中高一貫校としてスタートいたしました。両校における都市型の中高一貫教育は、全国的にも例がなく、国も注目しているところであり、文部科学省から研究開発学校にも指定されております。ことしの3月に中高一貫教育を受けた最初の卒業生が大湊高校を巣立ちましたが、国立弘前大学を初めとする4年制大学難関校に多くの生徒が進学しているほか、介護福祉士8名を初めとする多くの資格取得実績を誇っております。また、大湊高校から4名の教員が大湊中学校に出向き、数学、英語の2教科の指導を行っております。これにより大湊中学校では、多くの教員による、よりきめの細かい指導が可能になっております。また、学校行事や部活動の合同実施により、中学生はよりレベルの高いものに触れる機会を得ることができ、高校生は下級生を指導する機会を得ることができるという望ましい異年齢集団が形成され、生徒指導上大きな効果をもたらしております。こうしたことは、今年度で4年目を迎えた大湊地区の中高一貫教育の大きな成果であると考えております。

また、課題についてであります。大湊中学校学区以外の児童にも中高一貫教育を受ける権利を保障するため、大湊中学校への入学に当たっては市内他学区、小学校卒業生を対象として公募制を実施しておりますが、地理的に中心市街地から遠方であるために、公募希望者が少数であることが挙げられます。この問題に関しましては、児童と保護者の進学先の選択肢を確保するという趣旨から、希望者がある限り今後も公募制を維持したいと考えております。

次に、県立高校改革が与える影響とむつ市の対応についてですが、新聞紙上でも取り上げられましたように、県内のある地域については、入試改革への対応のために卒業式を合格発表日の前の日の3月2日に実施する中学校があることは事実で

あります。しかし、本市におきましては、全中学校10校がほぼ昨年度と同時期に卒業式を実施する予定となっておりますので、新聞紙上で指摘されているような混乱は生じないものと考えております。

教育委員会といたしましても、昨年度入試制度が変更されるという連絡を受けまして、より短くなった準備期間で生徒全員に十分な学力保障するための指導のあり方や卒業式の期日の設定について検討を繰り返し、機会をとらえて各中学校に情報を提供してまいりました。幸いにしてむつ市教育委員会では、長期休養の日数について各学校にゆだねるための学校管理規則改正を既の実施しており、各学校ごとに実態に即して学力保障のための授業時数確保ができる体制を構築いたしております。加えて各中学校の早目の対応と実態に即した創意工夫により、先ほど申しましたように、例年同様の期日に卒業式を実施するところであります。

次に、本市の課題に対応した教育のあり方についての質問でございますが、斉藤議員が述べられましたとおり、将来の地域を担う人材を育成することは、教育に課せられた最重要課題であり、むしろ使命であると考えております。教育委員会といたしましても、人づくりはまちづくり、教育によって地域が変わるという認識を常に念頭に置きながら、教育施策を展開してきているところであります。学校教育における人材育成のために、教育委員会としては、自ら学び、自ら考える力などの確かな学力を身につけること、他人を思いやる心、感動する心などの豊かな心をはぐくむこと、確かな学力や豊かな心の基盤となる健やかな体をはぐくむことを教育の柱に据えて、日々の教育活動に取り組んでいるところであります。このような基本的な事項の実践の積み重ね、教育の質的向上を図りながら、さらにレベルの高い目標を目指し、

他に引けをとらない地域をリードする、あるいは故郷を離れ他の地域で生活することがあっても、その地域で十分に能力を発揮できるような人材育成を目指していかなければならないと思っているところであります。

斉藤議員から本市への若者の定住促進、人口増加、地域活性化の観点から、技術者の育成や国際化に柔軟に対応できる人材育成を図るためにも教育特区、英語教育に特化した小中一貫教育を導入してはどうかとの提案がございました。この提案には、人づくりという視点で、まさしく是とするものであります。教育委員会といたしましては、合併以前にも教育課題がありました。新むつ市となりましてからも、学校を初め社会教育施設等の飛躍的な拡大、増加に伴い、学校改築、改修、学校給食、複式学級の解消、体育施設を初めとする図書館、公民館等の充実、管理運営はもとより、児童・生徒の学力向上、健康増進など、解決しなければならない課題が山積みしているのも事実であります。これらの諸課題を一つ一つ解決しながら、地域を担う人材育成のための教育体制の新たな整備に向け、大きく前進したいとの姿勢を持ち続けたいと思っております。

斉藤議員の貴重なご提案については、私どももいたしましても、むつ市のみならず、下北地域の子供たちの未来と活力あるまちづくりのための重要な課題として位置づけ、その実現のためには、まず市民のご理解を得ることが最も大事なことであり、大方の市民の意識の合意形成に努める必要があろうかと考えております。

また、本市の財政基盤の回復時期にも慎重に配慮しながら、中長期的な展望に立って取り組む必要があろうと考えております。斉藤議員におかれましても、このような教育委員会の方向と考えに対しご理解をいただき、今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（斉藤孝昭） IT事業について、まず最初に市長にご質問いたします。

市長は、この地域イントラネット、キオスク端末と言いますけれども、使ったことはあるのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） パソコンもいじれません。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（斉藤孝昭） ぜひ使ってもらいたい、10億円もかけたのですから、市長にもさわってもらって、いいところ、悪いところ、多分市長が使えると、だれでも使えるというふうに思っていますので、ぜひ勉強してもらって、身近な人に、いいものだというPRをしていただければ利用率も多分上がると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

イントラネットについて細かく二、三点質問をさせていただきますが、まず一つ目が学校間にテレビ会議システムというのを導入しているのですが、このテレビ会議システムというのは、すばらしくこれもまた画期的なシステムで、例えば第二田名部小学校と脇野沢小学校の先生方の打ち合わせが移動しなくてもできるというやつです。ただ、残念ながら庁舎間にはこのシステムがまだ導入されていません。先ほど午前中の議員の質問にもありましたけれども、部長級の会議をわざわざむつ地区に来てやる必要がなくて、テレビを使って移動なしで会議ができるようになりますので、こういうシステムをもしよかったら導入してもらいたいなと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

学校のテレビ会議システムにつきましては、導入されておりますけれども、先生方の研修がまだ

済んでおりません。来月の夏休み期間中を利用して、各地域におきまして研修会を開催することにしております。

それから、各庁舎間とのテレビ会議システムにつきましても、現在配置されていません。技術的には可能でございますので、逐次整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（齊藤孝昭） 何とかよろしくお願ひします、経費節減になりますので。

教育長に今のイントラネットの関係で1点だけ質問があります。先ほど市長は、e 下北と言いましたけれども、このイントラネットのページの中に教育ポータルサイトというのがありまして、ひばっこネットという名前であります。ここを指で指しますと、直接市内の小学校のホームページにつながるようになっているのですが、現在そのホームページはほとんど閉鎖されております。なぜかという、学校単位でホームページをつくる先生たちに余裕がないのでしょうか。ということで、暫定的に小目名小学校、一番市内で小さい小学校ですが、小目名小学校だけのホームページが今ひばっこネットというところからつながるようになっていますが、今の総務部長の話も含めて、教員の皆さんにこのイントラネットを使った情報の提供というのも進めてもらうようお願いしたいと思ひますけれども、どうでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいま齊藤議員からの非常に前向き、建設的なご提案がございましたので、そのように進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（齊藤孝昭） 早急にお願ひします。

最後になりますけれども、これは議会の承認が

必要な事項であります、これ市長の答弁にもありましたとおり、ライブカメラというのが各地区を限定して設置されてはいますけれども、このライブカメラのシステムとテレビ会議システムを利用して議会中継をしたらどうかという提案であります。多分システム上はできるはずなのですが、前にも議会側から要望がありました遠隔地でも議会が聞けるようにとかというふうな話がありまして、エフエムを使いましょうと。エフエムを使うためにはお金が相当かかって時間もかかりますというふうな話が出ていましたので、ぜひこのイントラネットのシステムを使って議会中継、何回も言ひますけれども、議会の承認が必要ではありますが、このシステムを活用して、行政側から議会中継をしたいというふうな提案を望んでおりますけれども、総務部長、どうでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

技術的には、中継サーバーを介して可能でございます。経費的には中継サーバー、かなり高うございます。大体500万円前後かかります。経費的にかかりますので、財政状況を見きわめながら対応したいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（齊藤孝昭） 確かに簡単だという、もうでき上がったものを使うと500万円はかかるかもわかりませんが、今あるものを工夫するとそんなにかからないはずで、ぜひ情報システム課という打ち合わせしながら、安い単価でできるような工夫をお願いしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 先ほど議員がお話ししましたテレビ会議システムもでございます。場合によっては、各分庁舎ロビーにこのシステムを利用することも可能でございますので、その方が経費が安くなる

のであれば、そっちの方を先にしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（齊藤孝昭） 先ほど最後と言いましたけれども、今度がイントラネットの普及についての最後の質問になります。

市長をお願いがありまして、先ほども壇上で話をしましたが、地域が広大になったということで情報伝達がなかなか難しいと。午前中の質問でも市政だよりのみの配布で全然よくわからないというふうなことも言われていた議員もいらっしゃいましたので、ぜひこのイントラネットを何とか隔々までうまく活用できるようにしてもらいたいということがありますが、現在この情報システムにかかわる職員がすごく薄くなっております。多分インターネットのホームページを小学校に作成するのも相当な指導がないとできないと思いますし、今話をした細かいシステムを普及するのにも数人では間違いなく年数がかかると思います。せっかくたくさんのお金をかけたのですから、ぜひ早急にその部署を強化していいものをつくってもらえれば、これは間違いなく産業会館とか早掛の事業よりももっともったいい事業になりますので、ぜひ増員をして強化してほしいというふうなことをお願いして次の質問に移りたいと思います。

次の再質問は、スポーツ振興についてということとあります。先ほど牧野教育長から、総合型地域スポーツクラブの育成を実施したいというふうな答弁がありましたけれども、もうこの総合型地域スポーツクラブ、多分2010年までに自治体に一つを置いてくださいというふうな指示が出ていたはずなのですけれども、もう2010年まで何年もありません。早急に対応してもらわないと、なかなかこれも身になるのは難しいと思いますので、ぜ

ひ積極的にお願いしたいということと、旧脇野沢とか川内ととりあえず言わせていただきますが、子供が少ないところにおいては、団体スポーツがなかなかできないというふうな現状もありますので、ぜひ総合型でスポーツを普及するということで、川内、脇野沢が連携できるとか、例えば蛸崎というところは脇野沢に近いので、そちらと連携してできるとかというふうな幅広い活動ができるシステムでやれるようなことを早急に検討していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

最後の質問者ですので、皆さんそろそろしびれが切れていると思いますので、本市の教育課題についてということで質問して終わりたいと思います。

まず、市長にお聞きしますけれども、平成14年から平成15年の2カ年で牧野教育長に初等、中等教育機関についての研究をお願いしていると思いますが、お願いして、平成16年の3月に報告を受けているということで、企画部のインターネットのページの方に載っておりました。市長は、何のために牧野教育長にこのような内容の研究をお願いしたのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 教育長をお願いしたのではないのです。研究員として委嘱をして、このテーマで取り組んでいただいたということとあります。その後教育委員長になられ、教育長になったということとありますから、これは別の問題です。私の構想しておりますのは、私の少ない知見の中から中高一貫教育を何らかの方法で実現できないか、こういうテーマであります。大湊中学、大湊高校がやっているような中高一貫教育ではなく、もっと中身の濃いものをつくることができないのかと。

この検討を始めた根拠というのは、マサチュー

セッツ州のファルマスという町が私に刺激を与えてくれました。ここにファルマスアカデミーという学校があり、その土地から少し離れて同じファルマスという町でありますけれども、島の中に幼稚園から高校までの一貫教育を実現しているところがございます。そのようなことを我が土地にふさわしいものにしていく方法を検討していただいたというのがこのテーマの大きな理由でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（斉藤孝昭） 報告書の中身を拝見させていただきましたが、素晴らしい内容だと思っておりますし、これが基礎になって現在行われている全国各地の英語特区に間違いなくつながっている、牧野教育長が発表したから皆さんがまねしたのではなくて、同じような考えの方がたくさんいて、今導入しているというふうなことを私はちょっと思いました。

本年度4月から教育特区第1号ということで群馬県の太田市というところが小泉総理大臣から第1号の認証を受けて、教育特区を今開始しております。ここは、都内から近いということもあるかもわかりませんが、この学校に入りたいということであるんな方が住所を移してまでもここで教育を受けたいということで、相当の人がこの太田市に移り住んだと聞いております。それで、今太田市でやっていることが、これがまた牧野教育長が報告したやつの一部にありまして、イメージジョンコースということなのですが、日本語で言うと、小中高一貫教育ということでもあります。実際ことし4月からこのような実践をしているという地区があるということで、ぜひこの報告をむだにしないで、むつ市でも早い時期に実施していただきたいというふうに思いますけれども、市長、どのようにお思いでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 実らせたいという願いを込めて研究してまいりました。ただ、当然のことながら、新しい学校をつくるということになりますと、財政的な裏づけ、運営するための財政的な判断といったようなものが必要になります。今これを温めて、財源を生み出すための工夫を凝らしている、こういうことであります。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（斉藤孝昭） 財源があればできるということと認識します。何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。

1点だけ忘れたので、よろしいですか。済みません。中高一貫教育のことで1点だけ確認したいことがあったのですが、先ほど言い忘れましたので、教育長の方に1点だけ。

県の教育委員会から平成16年度の中高一貫教育にかかわる事項ですが、研究開発実施計画書というのが出ているのです。その中に6年間を見通した各教科のシラバスを作成し、公開することにより児童・生徒、教員、地域の人々が中高一貫教育の理解を深めることができるというふうな項目がありまして、シラバスというのは授業内容ということではありますが、やはり大湊高校、中高一貫教育で何が違うのだということをやはり皆さんが知りたがっていると思ひますし、現状でいくと余り変わらないのではないかとこのふうなことも思っている方も多分多いと思ひますので、これは県の教育委員会の所管になると思ひますが、ぜひこのシラバスの公開を要望していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 中高一貫教育と申しまして、先ほど申しましたように、大湊中学校と大湊高等学校のルールマニュアル、連携型という形になるわけでございますし、あるいはまた平成19年度から実施をしております三本木高校におきまし

ては、併設型の中高一貫を実施しようとしているわけでございますし、あるいはまた全く中学校とか、あるいはまた高等学校と枠組みを決めないで、本当に6年間一貫した形で中等教育学校との三つのタイプがあるわけでございますが、今この大湊高校の方は連携型というふうなことで、設置者がそれぞれ異なるわけでございますが、大湊中学校はむつ市立の学校でございますし、大湊高等学校は県立の学校でございますから、それぞれ設置者が違うものが連携するというのは非常に難しいことがあると私は思っているわけでございますが、それでも大湊中学校では数学とか、あるいはまた英語というふうなことで習熟度別でやってみたり、あるいはまた郷土研究とか下北学と申しまして、そういうことが中学校でやられたことが、また高等学校でというふうなことでございますが、実際にことしの例を見ますと、大湊中学校から大湊高等学校、連携型でいったものがちょうど30名であったと思っておりますが、それが大湊高等学校というのは総合高校でもまたあるわけございまして、五つのタイプ、系列が五つあるわけでございますから、その中でまた30名の生徒が巻き込まれていくということでございますので、完璧な形での30名、30名を6年間一貫してやるというタイプではございませんので、なかなかシラバスということを6年間一貫したシラバスを、要するに教育の内容を羅列的にすることはなかなか難しいのだろうと思っておりますが、ただ連携する部分、下北学とか、あるいはまた英語、数学等についてはできるものと、こんなふうを考えておりますけれども、そういうことで、学校にはできるだけオープンに、オープンといいたいまいしょうか、これは何ら差し支えないと私は思っておりますので、機会があれば紹介していただくようお願いしてみたいと、このように思っております。

○議長（宮下順一郎） これで、斉藤孝昭議員の質

問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明7月6日は大澤敬作議員、村川壽司議員、坂井一利議員、東健而議員、柴田峯生議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時03分 散会